

平成 18 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	森 鉄 也	市 民 課 長	木 内 利 雄
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	長 谷 山 良
都 市 整 備 課 長	大 場 久	下 水 道 課 長	佐々木 義 明
社 会 教 育 課 長	齋 藤 俊	管 理 課 長	長 谷 川 勲

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成18年9月12日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議案第106号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第107号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第108号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第109号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第110号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第111号 平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第112号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第113号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第114号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第115号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第116号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第117号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第118号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第119号 平成17年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第120号 平成17年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第121号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第17 議案第122号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第18 議案第123号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第19 議案第124号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第125号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第126号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第127号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第128号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第129号 象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について
- 第25 一般会計決算特別委員会の設置
- 第26 一般会計予算特別委員会の設置

第27 議案及び陳情・請願の付託

第28 請願の紹介

第29 議案第130号 顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについて

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席を求めた者の名簿はお手元に配付のとおりでございます。

また、本日は、代表監査委員の小松監査委員の出席をいただいておりますので、御報告いたします。

日程第 1、議案第 106 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 24、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結についてまで、24 件を一括議題といたします。

なお、本日の日程は質疑でございますので、質疑に当たっては、自己の意見や思い等を含めないようにしてお願いしたいと思います。

議案第 106 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） お伺いします。

4 月 1 日現在の職員定数は、定数というよりも現在員は 385 人になるということで、3 月定例会で説明をされております。で、事務部局ごとの現在員をまずひとつ説明をしていただきたいと。で、予算案とか、そういうもの、予算書等には 385 じゃなくて、390 人、これは当たり前の話で載っていますし、で、特に今回の定員がこのようにするという、395 人から 390 人するというのは、ガス水道局の職員の、いわゆる熱量変更事業が終了するに当たってという、そういうことで説明とか、あるいは新聞記事等にも載っています。それは承知をしておりますが、当初予算の給与明細と補正予算の給与明細では、ガス事業が 24 人、それから水道事業については 10 人となっていますし、いずれこの条例が改正になった後も恐らく変わると思うんですけども、その場合の、30 人体制になった場合の人員というか、ガスが 20 人とか、あるいは水道が 10 人になるのか、その辺についても伺いたいと思います。

3 つ目は、必要な行政サービス遂行のため、やっぱり定員確保についてはきちんとした基本的な姿勢というのが必要なはずで。そこで、基本的な考え方、いわゆる何でも減らせばいいということではなくて、きちんとした行政サービスをするためにはこれだけは必要ですよと、そういう基本的な考え方はあると思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、今までも何回か論議をされておりますが、必要な専門職員、どういう部門が必要な専門職員なのか、これについても、やっぱりもう合併してからおよそ1年になるわけですから、きちんとした考え方を持ってしかるべきと皆さんもお考えだと思いますから、その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 3月定例会での質疑にも同じような御質問が出されておりますので、重複するかもしれませんが、お答えをしてみたいと思います。

最初に、3月定例議会で職員数を385名と説明しておりますが、現在は386名となっております。この1名の差は、当初予算書に県から出向していただきました教育研究所の職員が含まれていなかったものでございます。

また、部局ごとの現在員はどのぐらいかということの御質問でございましたけれども、議会事務局が4名、そして市長部局は211名、教育委員会が69名、そして選挙管理委員会と監査委員会は含めてですけれども、2名、農業委員会が3名、また、消防本部が64名、公営企業が33名で、合計386名の現在の職員数になっております。

また、2つ目のガス水道局の定数削減につきましては、熱量変更が11月末に完了するために、12月1日以降の職員の配置がえが行われる予定でございます。よって、11月までは現在のガス事業の予算から人件費が支払われることになるために、今回は減額補正を行わず、配置がえの職員が確定する12月補正で減額補正を行いたいというふうに思っております。現在、ガス水道のほうには、24名ですか、いますけれども、13名が熱量変更にいますけれども、8名ほど残して、5名ほどは一般職のほうの職員のほうに配置がえをしたいというふうに現在のところ考えているものでございます。

それから、あと、3つ目の市民にとって真に必要な部門に重点的に職員を配置することによりまして市民サービスの向上に努めることはもちろんでございますけれども、定数削減は、事務の簡素化、また、集約化、役割が終了した事務事業の廃止・縮小などの手法によりまして、市民サービスの低下を招かないような形で、必要な職員体制を確保しながら、採用者数を抑制することによって進めてまいりたいなというふうに今のところ考えております。

また、4つ目の質問でございますけれども、専門職員の必要な部署といたしましては、福祉事務所におきましては社会福祉主事、図書館におきましては図書司書、または図書司書補、介護保険事業関係におきましてはケアマネジャー、社会教育関係におきましては社会教育主事、文化財保護関係におきましては学芸員、ガス水道事業所におきましてはガスの主任技術者及び水道技術管理者、また、消防本部におきましては救急救命士など、これらが専門職員が必要な部署となっております、いずれにいたしましても、こうした形の職員の総体数をこれからもふやしてまいりたいなというふうに

考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点は、今の答弁の中で、いわゆる事務部門のほうに5人をという話は、今お考えになっている、例えば見渡して、ここの部門がやっぱり業務量が多くなっているから、ここに配置をしたいと、そういう配置計画がありましたら、伺いたいと思います。1点目。

それから、必要な専門職員について今並べていただきました。その中で、現状に置いていない部門、必要だけれども、いない部門がやっぱりあるわけですね。例えば図書司書、あるいは図書司書補という。そういうものについては、一般質問でも、私、図書館については市長から答弁をいただいておりますが、どういう方向でそれを補っていくか、それについて具体的な内容がございましたら、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 12月の配置がえについては、現在これから、熱変作業が完了次第に検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、図書司書につきましても、例えば、図書司書も1人、現在職員であります。図書司書補についても現在1人おりますけれども、いずれも各部のほうの事務のほうの担当になっていきますので、これから、そういうものも含めていろいろ課題等として考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 司書が今1人いらっしゃるという話なんですけれども、県立図書館の調査では、こちらのほうからの報告だと思うんですけれども、司書というのは入っていないわけですよ。したがって、今の答弁がそうだとすれば、どこの部門にあるのか。

それから、もう一つは、例えば今、象潟、仁賀保それぞれ図書室があるわけなんですけれども、ここの部門には配置をされて、配置というか、いないわけですね。将来的にその部分をどういうふうにして補っていくか、配置をしていく考え方があるのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 現在、図書司書を持っている職員については、科学館に1人います。そして、図書司書補については、今、国体の準備局のほうに1名いることになっております。ただ、仕事の関係上、いろいろ業務の関係上、386名の職員でいろいろな業務をこなしている関係から、今すぐ竹内議員の御要望におこたえできるかどうかは、これからの検討課題として考えさせていただきたいというふうに思っています。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第106号について質疑ございませんか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 当該手数料条例でございますけれども、優良宅地の造成認定の関係、ある

いは開発行為の許可の関係の手数料条例でございますが、これに関連いたしまして、県から都市計画業務が移譲される、それに伴うものであります。そのため、関連として、この事項以外に権限移譲によって住民サービスの面で利便が図られるのかどうか、図られるような事項があるのかどうか、その辺も含めた、この権限移譲について若干お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 今回の107号の議案でありますけれども、本来、県のほうで行ってきたものもありますが、優良宅地については、1,000平米未満については、本来、旧町で行ってきた部分もございます。今回、1,000平米以上ということで、この条例を追加するわけでありますけれども、特に住民サービスというふうな面では、今まで、地域振興局、秋田県といったふうなところに出向いてしなければならないということございましたけれども、地元でできるというふうなものがサービスの向上に入るのではないかなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員、よろしいですか。

4番（池田好隆君） いいです。

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の池田議員とはぶつからない内容になっていきますので、お聞きしたいと思います。

別表に加えられた第36の項ということで、優良宅地の造成の認定申請に対する手数料というふうになっています。わかるように、優良宅地というのはどういう条件があれば優良宅地になるのか、その点について、わかりやすくひとつお聞きしたいと思いますから、よろしくお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 第37項になります。優良宅地の造成の認定については、優良宅地基準に基づいて行われるもので、宅地の用途に関する事項、宅地の安全性、給排水などの施設に関する事項、それから宅地の供給に関して必要な事項の3項目を審査することになっております。

それから、1つ目の宅地の用途に関しては、別荘を除く土地、工場、事務所、研修・研究施設、厚生施設等の建築、これら住宅などに関連して必要と認められる、公共的、あるいは公共的施設整備の用に供されるものであることであります。

2つ目の宅地の安全性、給排水等の施設については、都市計画法の技術基準に基づき、道路、公園、広場等の確保、それから給排水施設の整備、地盤改良、擁壁設置等の安全上の確保、樹木の保存、また、表土の保全等に関しての検査を行います。

3つ目になりますけれども、宅地の供給に関する必要な事項については、宅地の造成が宅地造成等規制法、その他宅地の造成に関する法令に適合していること、以上の審査・検査を行い、適合する場合は優良宅地として認定します。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。そうすると、例えば、具体的にいいますと、三光不動産一名前言って悪いんですけども、やるわけですね、あちこちで。そうすると、そういう場合は、今まではほとんど優良宅地になっていると、そういう理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 例えば、固有の名前が出ましたけれども、いろいろ規模が大きいというようなことで、開発行為の制度の中で優良宅地というふうに認定になってございます。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第107号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第110号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてまで、3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第108号から議案第110号までの3件の質疑を終わります。

次に、議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、14ページです。歳入の部で、市税の収入未済額約1億5,281万円、収納率が88.43%、個人市民税未済額が3,660万円、うち現年課税分の未済額が1,146万、滞納繰越分未済額は2,514万円、固定資産税の未済額は約1億850万円で、収納率が81.5%、うち現年課税分の未済額が2,870万円、滞納繰越分の未済額が7,981万円となっています。個人市民税、固定資産税とも、滞納繰越分の収納率が3.11%、あるいは3.93%と低いことが問題であると思います。そういうことで、滞納繰越分の内訳と状況について、どのように分析をしているのか。きのう村上議員の御質問に対しても、内容についてお聞きしているわけですが、問題は、滞納繰越分がずっと残ってしまうと、結局は収納できないというふうになる危険性があるのではないのでしょうか。その点について、当局としては滞納繰越分の収納率が悪いことについてどうお考えになっているか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 先般も村上議員から御質問がありましたけれども、10月1日後の合併に伴う決算であることや、また、各税目において合併前の各町による現年度分及び滞納分の収入未済額が送られてきております。それぞれがたまたま御質問があったような収納率ということで、大変低くなっておりますけれども、合併と同時に、電算システムの移行とか、いろいろな形で業務もかなり複雑になってきております。そういうことから、まず滞納の繰越分については、今後いろいろな形で、サービスセンターの総務班と協力しながら、各担当の地区を決めて、電話、自宅訪問等の納付の勧奨を行っているのが実態でございます。

今後につきましては、やっぱりいろいろな形で、大口滞納者については、税務課の窓口職員はもちろんでございますけれども、納税担当職員が主となりまして、いろいろな形で個別に相談しながら、徴収実績を上げていきたいなというふうに思っております。また、転出した滞納者もいるわけ

ですけれども、各自治体のほうに実態調査を依頼いたしまして、実態の把握に努めながら、いろいろな形で実施してまいりたいというふうに思っております。いろいろな形で、市内の滞納者に対しましても指導はいたしているところがございますけれども、お願いもまたいたしているところがございますけれども、いろいろな形で、預貯金または給与等の差し押さえも実際はやっているところもございますので、その辺についても、これから収納率が上がるような対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 不納欠損額が市民税では178万7,000円、それから固定資産税で256万2,000円、いずれもそういうふうに、まあ額からいうと何%にしかならないわけですが、この不納欠損額にする場合の基準というのはあるわけですが、実際に、例えば今、合併して、3町一緒になったわけですが、それぞれの町村のやり方というか、何か話によると少しやっばり違うところがあったと。これを統一する必要がありますけれども、それについて今どのように不納欠損額にする場合の基本というか基準というか、お考えになっているか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 不納欠損の場合、税法の第15条の7によりまして、例えばいろいろな納税者、財産がない、それから職を失って現在職がない、そして生活困窮、そして所在とか財産が不明であるという方々が、まず不納欠損の主な対象にいたしているところがございます。

議長（竹内睦夫君） 同じく竹内賢議員、163ページ。16番竹内賢議員

16番（竹内賢君） 163ページ、7の2の2の15です。ねむの丘の中核施設改修工事について、いわゆる建物の劣化ということで、外装補修や浴室補修など6つの工事が行われました。そのほかに、増収対策ということで、売り場増設工事と附帯したエレベーター関係の工事も行われました。ねむの丘は、平成10年の開業ですから、このような部分的な修繕や増設も必要ですが、全体のあり方について見直す考えがあるのか、そういう計画を立てているのかどうか、まず伺いたいと思います。

それから、2つ目は、これ小さいことですが、私の見方が間違っていれば指摘をしていただいてもいいんですが、当初予算の工事費が550万円でした。で、補正2号で、95万6,000円の減額補正をしております。したがって、計算をしますと454万4,000円の予算現額と見ていたんですが、決算書では予算現額452万円となっています。この違いについて、もし私の見方が間違っていれば指摘をしていただいても結構ですから、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の1つ目の質問ですが、道の駅に付随する中核施設としての機能、それから温浴施設の併設という福祉目的、いずれの目的にも合致するように今後必要に応じて対応していく必要があると思っております。現段階では、具体的な見直し計画というものは持っておりませんが、ねむの丘単独ではなくて、にかほ市全体での観光施設整備の中でもこれから考えていかなければならないものと思っております。

2つ目の決算額でございますけれども、竹内議員の見方が間違っているわけではございませんで、

決算額におけるこの差につきましては、鶴泉荘のストーブが昨年の1月に故障しまして、商売柄どうしても必要なものですから、それから補正対応も間に合わないという状況でありましたので、この工事請負費から備品購入費のほうへ2万4,000円を予算流用したということによるものであります。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 先ほどの同僚議員の質問で答えたところがありますので、それは省略して結構です。個人市民税の収納率と実態は先ほどちょっと出ましたから、そのまま結構ですが、収納率向上についても、一部答弁しているわけですが、現在のやり方がどうで、今後変えようとしているのかどうか。変えようとするのであれば、どういうふうに収納率を上げるために変えていくか、そういうことがありましたら、質問します。

議長（竹内睦夫君） 村上次郎議員に申し上げます。111号に関する質疑、6点ほど出ておるようですけれども、順次これをずっと続けて質疑してもらえますか。

12番（村上次郎君） はい、わかりました。

それでは、細かく数項目あるわけですが、今のは14ページ。次は、39ページの県の補助金ですが、国体競技会場を準備して維持管理しているわけですが、説明を見ますと、仁賀保はあるけれども、金浦分はないと。これはTDKの管理の関係、こういうことも重なっているのかどうかというふうな気もするんですが、この点についての説明もお願いします。

それから、67ページ、臨時財政対策債、これは地方交付税の中に入ってくると、同じような見方をしてもいい状況で、この対策債が出されているわけですが、この内容、何についてなのかということをお尋ねします。

次、73ページ、広報の配布等の業務委託料、これは象潟というふうになっていますが、ほかの町、それぞれこれまで違ったやり方をしてきたかと思うんですが、この委託先の内容。それから、これは旧3町統一してやっていく、そういう準備があるのかどうか、これについてもお尋ねします。

同じ73ページですが、各種データ、あるいはシステムの委託料がありますが、この委託先。それから、バス路線変更用テープ、ソフト作成、これは市でやることなのか、あるいは委託の関係でということなんでしょうが、ちょっとこの点についても委託すべき内容なのかどうかを含めて、答弁願います。

ちょっと飛びますが、167ページの道路台帳の問題です。これは土木工事積算システムというのがあるわけで、それに基づいて各種積算、あるいは価格設定していくわけですが、このシステムが東北一円のものになっているのかどうか。というのは、いろいろ積算する場合、まあ一例言いますと人件費など。これは、最低賃金などは各都道府県ごとに、まあ若干の差ですが、違いがあるわけです。そういうのも含まれたシステムになっているか、若干内容に入るわけですが、その点についてもお尋ねします。

それから、最後ですが、この各種期成同盟、あるいは道路の関係の会員、この範囲ですが、秋田南バイパスは、由利本荘、それからにかほ、これが入っているというのはわかるわけですが、これが北のほうは全然入っていないのかどうか。それから、道路利用者会議というのは、その9町で入

っていたり入っていなかったりというふうに説明では見受けられたのですが、その関係についてもお尋ねします。それから、南バイパスの目的はわかるわけですが、進行状況がどうか。以上についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、14 ページ、67 ページ、73 ページ等について、総務部長。

総務部長（須田正彦君） これからの今年度の収納対策でございますけれども、これまでは各庁舎の随時的な収納体制を見直ししながら、3 町間で、25 名の税務課の担当職員がございましてけれども、さらに協力体制を強化しながら、滞納整理を効果的に進めてまいりたいというふうに思っています。

まず、区割り案を再編して、税務課及び各サービスセンターの税務担当職員を主担当として、再交付書を年 3 回ほど発送し、これらの時期に集中的に滞納整理や納税相談に当たってまいりたいというふうに考えております。また、特に新規滞納者をふやさないために、初期滞納者に対する納税相談の強化も、これからは非常に重要でないかというふうに考えているところでございます。

また、滞納者を長期高額滞納者、定期的分納者、また、短期少額滞納者に区分いたしまして、特に長期高額滞納者につきましては、地区担当から専門の担当のほうに集中的に収納に当たらせたいというふうに考えております。

また、国税の収納対策につきましては、関係保険証及び資格証明書を交付する国保担当係や各サービスセンターの市民班との協力体制が非常に不可欠でございますので、保険証の更新時などには滞納者と接触する絶好の機会ととらえまして、状況の確認や納税相談を積極的に行ってまいりたいというふうに思っております。

また、口座振替制度もこれからは積極的にまた推進していかなければならないものの 1 つというふうに考えております。

長期高額滞納者につきましては、引き続き財産の差し押さえなどの滞納処分や所得税の還付金の差し押さえ、また、必要に応じて勤務先への給与の照会、預貯金調査なども積極的に行ってまいりたいというふうに思っております。

先般、新聞等にも報じられておりますけれども、また来年度からの所得税及び市・県民税の税源移譲に伴いまして、さらに滞納がふえることも予想されることから、滞納に係る共通課題を持つ秋田県が制定した、7 月 31 日施行の個人住民税等の市町村の滞納整理等に係る県職員の短期派遣事業実施要綱が定められております。そうしたことに基きまして、徴収や滞納処分などのノウハウの豊富な県職員とのタイアップによる共同徴収もこれからはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2 つ目の臨時財政対策債でございますけれども、臨時財政対策債については、国の財源不足によりまして、平成 13 年度から交付されるべく、地方交付税の不足額を国と地方でそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担することになっております。地方の負担額につきましては、従来も御説明申し上げておりますけれども、臨時財政対策債の発行で対応することになっております。したがって、地方交付税の算定上、元利償還金の 100% に相当する額を基準財政需要額に算定することができることとなっております。今日の厳しい財政環境状況から、可能額の満額を予算計上しておりますけれども、今

後とも、地方交付税の不足分であるため、財源内訳としては一般財源扱いで今後も流用していきたいなというふうに考えております。

なお、参考のために、平成 17 年度は 5 億 4,770 万円ほどの臨時財政対策債を借り入れいたしております。これに対する基準財政需要額、交付税に算定される額でございますけれども、4,512 万 2,000 円ほど、平成 18 年度は 4 億 9,400 万円ほどで今回予算を計上いたしておりますけれども、基準財政需要額に算定される見込み額につきましては、8,809 万 2,000 円ほどが基準財政需要額に充当する額となっております。

続きまして、73 ページの業務委託料の広報配布等の配布方法と委託先別の内容はどのようなものかという御質問でございますけれども、広報等の配布委託料として、17 年度決算上に上げられているものは象潟地域における委託業務に係るものでございます。本業務の委託先は、象潟自治会長連絡協議会の会長、板垣晴一さんでございますけれども、配布方法といたしましては、広報発行日の月 2 回、象潟地域内 63 の自治会、町内会等に各地区内の全世帯、4,052 世帯に対して実施したものでございます。委託料の内容につきましては、旧象潟町の契約を引き継ぎまして、年間 一 自治会ごとでございますけれども、平等割が 1 万 4,000 円、世帯割が 1,100 円、通信費 1,000 円を月割にして計算して支払いをしたものでございます。

なお、仁賀保、金浦地域におきましては同様に配布業務を行っておりますが、17 年度につきましては、旧町からの予算の引き継ぎということで、その委託業務に係る経費は 8 節の報償費から支払いをいたしたところでございます。

次に、人事データの入力料等でございますけれども、これにつきましては、職員の履歴、給与履歴のデータについて委託をいたしております。また、人事給与システムの組みかえの改修委託料につきましては、平成 17 年度の大幅な給与制度改革が伴ったことに伴いまして、号級の 3 けた化への対応や、また、給与管理、人事管理等のシステム改修作業の委託を行ったものであります。委託先は、ともに現在システムを採用しております株式会社アイシーエスという会社に委託をしているところでございます。

続きまして、バス路線の変更用のテープのソフト業務の委託先はどこかということでございますけれども、本業務の委託先は、羽後交通株式会社取締役社長齋藤善一さんと委託契約をいたしております。内容は、同社が運行しております本荘・象潟線の路線の一部について、17 年度に旧仁賀保町の要望により、仁賀保地域の琴浦・両前寺地区において、利用者の便宜を考慮し、それまでの国道から、住宅地を通過する、町道を通過するように変更したことに伴いまして発生した費用を委託料として支払ったものでございます。本来であれば、羽後交通が支払うべきでないかということで、旧仁賀保町でもかなり要望したんですが、そちらのほうから何とか委託料をお支払いしていただけないかという、羽後交通から 一 うちのほうからバス路線の変更をお願いした関係もありまして、そういう形で委託料を支払ったということでございます。その内訳は、バス停留所の変更に伴う社内の停留所名の表示機のソフトの作成、そして、ワンマンバス用のマスターテープということで、その作成料等でございます。そうしたことで、羽後交通にお支払いした委託料でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、国体関連に関して答弁、助役。

助役（横山昭君） 私からは、39 ページ、国体関連の県の補助金についてであります。

サッカー競技場として使用する仁賀保運動公園多目的広場の改修工事に対する県単独の補助金で、今回、200 万円、歳入になっておりますが、今回、仁賀保のみであります。そして、金浦の球場、TDKのほうになりますが、これは平成 12 年に約 1 億 3,000 万円ほどかけて改修しておりますが、その費用は、TDKがおおむね 2 分の 1、開催町であります金浦、仁賀保がそれぞれ 4 分の 1 ずつの拠出で整備をしておりますので、補助金は入っておりません。

議長（竹内睦夫君） 次に、道路台帳等に関する答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 167 ページの委託料、道路台帳の補正委託料であります。

道路法によりまして、台帳の調整及び保管することを義務づけられておりますが、各年の改良路線をすべて翌年に調整することはせず、年次計画で台帳補正を行っております。金浦地区については、整備及び廃止路線も少ないことから、数年分まとめて補正を行っております。象潟地区については、年次計画で行っており、17 年度において、2 路線について補正を行いました。また、仁賀保地区については、16 年度末における改良路線をすべて 17 年度に補正を行っております。仁賀保地区の委託先は、株式会社写測秋田営業所となっております。象潟地区については、入札の結果、由利本荘市の有限会社エフジェイに委託しております。

次に、土木工事積算システムの現状と委託先であります。工事設計システムを使用しておりますのは、現在、県内 25 市町村のうち 22 市町村で、このシステムを導入し、社団法人秋田県建設技術センターで取りまとめし、共同利用を行っております。積算費用としては、全国ベースもありますし、地域もベースも、こういうのも組み入れてあるということでもあります。にかほ市では 9 台の端末を使用しております。

それから、19 節の各期成同盟会の会員構成及び目的、進捗状況です。最初に、秋田南バイパス建設促進期成同盟についてであります。この会の目的としては、国道 7 号線秋田南バイパスの建設及び象潟・秋田間の国道の整備を促進し、交通混雑の解消と産業経済等の発展を進めることを目的に、秋田市及び本荘由利の各市町村 2 市 10 町の市長及び議長を会員として、昭和 58 年に設立されたものであります。以後、平成 17 年の合併によりまして、現在は、秋田市、由利本荘市、にかほ市の 3 市の市長及び議長となっております。いろいろ狭隘地区ありますけれども、下浜地区については、鉄道より山側にバイパスを整備することとし、18 年度中には都市計画決定される運びとなっております。

169 ページの道路利用者会議の由利地方会でございます。各自治体及び道路利用関係団体が組織し、道路利用者の総意に基づく道路整備を積極的に推進するために、運動、要望活動を行うこととしております。特に近年、地方の道路整備が立ちおけているにもかかわらず、道路財源の一般財源化が議論されるなど、道路整備を取り巻く情勢は非常に厳しいものになっていることから、自治体及び全国会議、県会議と連携を図り、道路特定財源の確保を求める要望活動を展開しているところであります。秋田県の会員構成は、市町村会員として県内 25 市町村、運輸事業会員としてトラック協会やハイヤー協会、バス協会も含めて 3 団体、一般会員として商工会や事業者など各種団体代表など 21 名、また、特別会員として秋田県と各地区の建設業協会が会員となっております。以上で

ございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 2 点について質問します。

1 つ目は、73 ページ関係のバス路線変更にかかわる問題ですけれども、これは路線変更を町で要望したから、その分の車内の放送、あるいはバスの中の表示まで、羽後交通が持たないで、町に負担をしてもらいたいというふうに来たという説明なんですけど、では、従来路線はすべて羽後交通本社持ちということになっているのかどうか、その違いを明確にしてほしいということと、今後もし路線変更等を要請すれば同じようなことになるのかどうか、これが前例になる心配もあるわけですが、その点についてもお尋ねします。

それから、2 つ目は、今の最後の道路関係ですが、道路利用者会議のを見ますと、仁賀保、金浦は入っているようですが、象潟はちょっと見えないようで、これは 10 月以前に会費を払ったとか、そういうこともあるかもしれませんが、その辺のところ、どうしてそうなのかということで、聞きます。以上、2 点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） バスの件について、従来のことについては私も初めての経験でございますので、このことについては従来ことはまだ把握をいたしておりません。ただ、今後については、やはりお互いにこれからいろいろな形で、羽後交通とさらに連携を深めながら詰めていかなければならないなというふうに思っているところであります。羽後交通さんのほうも大分乗客数が減っている関係から、非常に赤字路線という形になっておりますので、市のほうからの要望ということで、今回はうちのほうでお支払いしたわけですけれども、これからお互いにまた連携をとりながら協議を進めていかなければならないものだなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 道路利用者会議の負担金でありますけれども、そのとおり、10 月 1 日前の合併前に象潟分は支出しておるということでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 111 号に関する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議案第 111 号の質疑を終わります。

次に、議案第 112 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから、議案第 116 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまで、5 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 112 号から議案第 116 号まで 5 件の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前 10 時 50 分 休 憩

午前 10 時 51 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは、再開いたします。

次に、議案第 117 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 決算書の 339 ページです。2 の 1 の 1 の 13 委託料 7 億 2,776 万 6,725 円。これ、水処理施設やポンプ場の工事を日本下水道事業団に委託をしているものですが、その工事の中で、市内業者が部分的でもその下請となって工事をやっているような状況があるのかどうか、伺います、1 点は。

2 つ目は、2 の 1 の 1 の 15 で、工事請負費 3 億 8,176 万 7,400 円になりますが、事務報告書の 203 ページで幹線管渠工事の予定価格に対する 7 つの工事がやられていますが、その予定価格に対する最高落札率と最低落札率について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 下水道事業団に委託している工事は、笹森クリーンセンターの水処理施設及び金浦、前川、久根添、芹田、鈴中継ポンプ場の 6 ヲ所、処理場も含めると 7 ヲ所の土木建設工事を委託しております。これらの工事は、笹森クリーンセンターは、にかほ市のコマツ建設と村岡建設工業、それから、金浦中継ポンプ場は、三共建設とりんかい日産建設、黒川中継ポンプ場は、丸八建設と山科建設、それから、久根添中継ポンプ場は、斎藤建設株式会社と長田建設、芹田中継ポンプ場は、森建設と菊地建設、また、鈴中継ポンプ場は、あべ建設と不動建設の特定工事建設共同企業体を組織し、施工済み、もしくは施行中でありまして。よって、下水道事業団に委託している土木建設工事については、にかほ市内の業者がほとんどかかわっていることとなります。

それから、工事の予定価格に対する最高・最低落札率であります。7 つの工区でありますけれども、最高落札率は 7014 仁賀保幹線管渠建設工事が 98.69%です。それから、最低落札率は 7013 仁賀保幹線管渠建設工事、98.13%です。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 1 点目は、日本下水道事業団に委託をして、日本下水道事業団のほうから、これ、市が直接関与しない形で、市内の業者に 2 社ずつの J V が、日本下水道事業団から、何ていうか、事業団と契約をして仕事をすると、そういう形になっているのですか。これが 1 つです。

それから、請負契約の入札状況で、今、98.69%が最高であって、98.13%が最低の落札率だと。そうすると、ほとんど 98.13%から 98.69%の間に入っていることになるわけですよ。非常に高率ではないですか。その点について、高率の落札率だと思いませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 前段の契約関係でありますけれども、これについては、にかほ市と協定を結んで、これこれをやるというふうなところであります。設計、発注からいろいろ、これについては下水道事業団が行うというふうなことでありますので、下水道事業団と契約というふうにな

ります。

それから、落札率でありますけれども、これにつきましては、いろいろやはり設計価格に対する落札率、入札予定価格の落札率といったものがあります。一概にこの辺については高いか低いかというものは、予定価格の設定という面もありますので、何とも言えないと思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の建設部長の2点目の答弁というのは、ちょっとあいまいじゃないですか。予定価格に対して — ですから、予定価格はきちんとやっぱり、建設業者の方も十分成り立つということを前提にした予定価格をつくるわけだと思うんですよ。それに対する落札率がこのような状況ですから、私から言うと、皆さんやっぱり、一概に言えませんと言うけれども、98.69%から98.13%というのは高いんじゃないですか。高どまりになっているというふうに思いませんか。もう一度。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 入札結果が高どまりだということの御質問でございますが、予定価格をどうとらえるかということですが、一つは、私は、設計額イコール予定価格だと思っております。それで、予定価格調書を策定する段階で、この程度はやはり企業から企業努力をして頑張っていたきたいというものの額を、率を下げて予定価格調書を策定するわけです。これは、今の比較は、予定価格調書と入札額の比較です。ですから、本来予定価格となるべき設計額とは、相当 — 相当というよりも、これよりはずっと低くなっているはずですが、私、今、数字持っていませんけれどもね、低くなるはずですが。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員、これで最後です。

16番（竹内賢君） 今、市長の話、ちょっとわからなかったんですけども、設計額があって、その中から、そして例えば何%減のような形で予定価格をつくると。それが例えば公表されて、それに対して業者の皆さんが応札するわけですね。したがって、今、私が質問したのは、予定価格に対して、そのように決められた、公表された予定価格に対しての落札率というふうになっているわけですから、これではやっぱり高くないですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） いや、本来、予定価格を出すために設計をやるわけです。設計イコール予定価格なわけです。ですから、これから企業努力 — 相当、私は、予定価格調書をつくる段階では相当の率を下げていますつもりです。パーセントは言えませんけれども、相当の率を下げて、予定価格調書をつくっていますので、本来、予定価格イコール設計額なんです。ですから、単に予定価格調書と応札額の比較だけでは、高いか安いかというのは、先ほど建設部長がそのように答えたわけでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第117号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第117号の質疑を終わります。

所用のため11時10分まで休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第 118 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 357 ページです。2 の 1 の 1 の 15、先ほどお伺いしたものと大体同じですが、工事請負費が 4 億 8,988 万 8,450 円。で、事務報告書、169 ページ、工事別一覧ということで 12 工事が載っています。これの予定価格に対する最高落札率と最低落札率を伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 先ほどの建設部のほうの関係と同じような御質問でございますけれども、この 12 件の工事中、予定価格に対する最高落札と最低落札率についてであります。先ほど市長もお答えしているとおり、予定価格をつくるための設計価格というようなことで、予定価格に対する請負率につきましては、最高落札のほうで 90.95%です。御質問の予定価格に対する請負率は 98.87%です。それから、最低落札率につきましては、10 でありますけれども、設計価格に対する請負率は 59.71%でありますし、予定価格に対する落札率は 64.96%という数字であります。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今の最低落札率、10 工事の、64.96%というふうにお聞きしました。で、この場合の、いわゆる指名状況、今ありましたら伺いたいと思います。で、この場合の、何ていうか、ちょっと今までにない数字のように聞きましたので、何業者指名をして、こういう状況になったのか、わかりましたら伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 大変申しわけありませんが、その資料を持ってきておりませんので、御容赦願いたいと思います。

【16 番（竹内賢君）「じゃ、後で伺います」と呼ぶ】

産業部長（岩井敏一君） はい、後で御連絡申し上げます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第 118 号の質疑を終わります。

次に、議案第 119 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 17 年度のガス水道事業の決算は 571 万 4,000 円の赤字になっております。議案説明や監査員の報告書を見ても、この数字は一時的なものであって、そう深刻なものではなさそうな印象を受けましたが、そういうことでよろしいのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 17年度における事業決算の純損失についてでございますけれども、平成17年度における旧3町の予算につきましては、旧仁賀保町並びに象潟町は赤字予算を組んでおります。また、金浦町につきましては収支同額でありまして、合算いたしますと3,400万ほどの赤字予算を組んでおります。にかほ市の予算を作成するに当たりまして、旧町の予算を引き継ぐことになっておりますので、これらの予算を引き継いで予算を組んでおります。当初予算では一応88万8,000円ほどの黒字予算というふうな形の予算書を組んでおりますけれども、これらの予算につきましては税込みの予算になっております。したがって、税を控除した、そういうふうな中身の、実質的な中身になりますと、当初から赤字予算ということになります。したがって、これらの純損失につきましては想定内のものというふうなことで、今突然赤字になったというわけではなくて、当初から赤字が出るというふうなことで、そういうふうに認識しております。

深刻かどうかということにつきましては、企業会計上、決して望ましい姿ではないということだと思っております。本来、やっぱり利益が出るのが本来の姿ではないかなというふうに思っております。ただ、現在、熱量変更遂行中でございます。したがって、この熱量変更の費用につきましては、開発費ということで行っておりますし、開発費につきましては、この償却につきましては5年間で行うというふうなことでございます。相当の費用をかけてまいりますので、熱量変更が終わっても5年間はやはりこの赤字傾向が続くというふうに認識しておるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

次に、13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 議案第119号の決算書には、収益的収入、資本的収入、収支、損益計算書、貸借対照表と、事業報告も含めて附属書類、それから収益費用明細書も細かく掲載されてあるわけですが、我々が決算審査をする場合、公営企業でありますので、仕入れ、売り上げ、経費、そして、負荷率や稼働率、自己資本比率や企業債償還対比など、経営比率に関する事項及び財務比率に関する事項を伺いたいと思います。口頭で聞いても大変わかりづらい数値になると思いますので、決算書または事務報告書に掲載していただければよかったですと思いますが、表の配付が可能かどうかを含めて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） この経営比率に関する事項、並びに財務比率に関する事項でございますけれども、決算書の記載についてございません。旧仁賀保町の決算書についてはこれらのものが計上されていたようでございます。旧象潟ではやっておりませんし、金浦でもやっておりません。旧象潟町においては、これらの項目 - ちょっと若干、項目は違いますけれども、監査のほうで計算して、監査報告書のほうに掲載していったというふうな経緯がございます。合併後、この決算書の書式につきましては、公営企業法の規則に基づきまして作成した関係上、これらの資料は掲載になっていないということで、今回は載っておりません。今回、菊地議員の質問にあわせて、旧仁賀保町のこれまでの決算書の様式に基づいて一応作成いたしましたので、もしよければこれをお配りして説明したいと思いますが、よろしいですか。

議長（竹内睦夫君） 菊地議員。

13番（菊地衛君） 資料を用意してあるということですので、その表を見れば、事業所の経営の内容や財務の状況が大変わかりやすいと思いますし、また、次年度の事業に対する改善点なんかも見えてくるとと思いますので、議長の許可を得まして、ぜひ配付をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 19 分 休 憩

午前 11 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは、再開いたします。

答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、この資料に基づきまして、若干説明させていただきます。

最初の負荷率でございます。それから、施設利用率、最大稼働率と3番までありますが、これは施設がいかにも有効に利用されているかというものを示す割合でございます。高いほど施設が有効利用というようなことの目安になっております。数値的に57.1%、それから施設利用率が28.7%、最大稼働率が50.2%ということで、比較的低い数字ということですが、これはガスの今までの経営上、だんだん使用量が減ってきているというものをあらわしていると思います。

それから、供給管使用効率でございます。これは管路の総延長に対する年間の供給量の割合を示しているものです。数値が大きいほど、ある程度人口密度が高いというふうに言われております。こういうふうなものでございます。

供給単価、これは1立方当たりの売り上げ価格でございますが、128.5円。それから、供給原価、これは費用でございます、1立方当たりの費用、159.2円。それから、職員1人当たりの供給量が13万8,000円、929立方。職員1人当たりの営業収益が2,115万3,000円というふうになっております。これらの数値は大きいほどよいということになっております。供給単価と原価が逆転しております。これはやっぱり先ほど佐々木議員の質問にありましたように、赤字であるというふうなことを示しております。

それから、財務比率でございます。自己資本構成比率69.9%。これは自己資本をどれだけ使ったかというふうな割合でございます。固定資産対長期資本比率77.9%。これは長期資本に対する固定資産の割合で、数値が小さいほど良好というふうに言われております。

流動比率345%。流動資産に対する流動負債の割合でございます。数値が大きいほど良好ということになっておりまして、一般的に適正な比率は200%以上とされております。何とか200%はクリアしているというような状況でございます。

経常収支比率97.4%、これも先ほどの赤字の中に出ていましたけれども、100%未満の場合は単年度の赤字を示すということになっております。したがって、ガスについては単年度で赤字で

あるということで、97.4です。

営業収支比率であります。これも100%未満の場合は経営状態が余りよくないというふうにあらわされております。100をちょっと切っておりますので、余り経営状態はよくないということはこの表でわかると思います。

企業債償還元金対減価償却費比率23.3。企業債元金対料金収入比率3.8。企業債利息対料金収入比率2.1。企業債元利償還元金対料金収入比率5.9。これらにつきましては、数値は少ないほどいいというようなことになっております。そんなに高い数値は出ておりません。

職員給与費対料金収入比率28.3%。これも数値が低いほどいいというふうになっております。これらが財務比率のあらわす比率となっておりますけれども、総じて言えることは、経営状態は決してよくないよということがこの表でわかるかと思えます。ただ、辛うじて流動比率が200を超えていますので、何とかやっていけるのかなというふうな形のものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 119号に関しては、資料もいただきましたし、説明もいただきましたので、了といたします。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第119号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第119号に対する質疑を終わります。

次に、議案第120号平成17年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 前段の議案で表を配付していただきました。で、表の説明も大変丁寧にいただきましたので、水道のほうのこちらの表も説明いただければありがたいと思えますけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、先ほどお配りしました表の2枚目のほうになります。水道事業の経営比率に関する事項でございます。

負荷率81.2%、それから施設利用率60.2%、最大稼働率74.1%ということで、これらは先ほどのガスに比べまして若干数字が高目ということで、ガス事業よりはある程度効率的な運用がなされているということが見えると思えます。

有収率95%。これは年間の総配水量につきまして、どれだけのお金を得た水量があるかということですので、95%はいただいているということでございます。

配水管使用効率9.9。これも管路延長に対して年間の配水量をあらわしておりますが、数値が大きいほど人口密度が高いということなので、公営企業の関係から、若干山間部のほうの管も入っておりますし、非常に管路の効率が悪いということが示されます。これは公営企業としてやむを得ないのかなというふうを考えております。

供給単価1立方当たりの収益ですが、98円。

給水原価。これは1立方当たりの費用でございますが、87.7円。1立方当たり約10円ほど利益が上がっているというふうなことが見てとれます。

職員 1 人当たり給水人口 2,831 人。職員 1 人当たり給水量 25 万 3,701 立方。職員 1 人当たり営業収益 2,523 万 6,000 円、これらは数値が大きいほどいいというふうになっております。

次に、財務比率でございます。自己資本構成比率 70.1%。これは自己資本の投下割合を示しております。

固定資産対長期資本比率 94.0。これは数値が小さいほど良好とされております。

流動比率 1,041.1%、先ほど申し上げましたとおり、高いほどいいということで、一般的には適正は 200%以上ということなので、非常に高い数字が出ております。

経常収支比率 115.0%。営業収支比率 136.6%。100%未満であれば赤、不健全経営といえますけれども、100 を超えているということで、健全経営であるということが見てとれます。

企業債償還元金対減価償却費比率 58.9。これも数字が小さいほど資本的に余裕があるということになっております。

企業債償還元金対料金収入比率 19.5%。企業債利息対料金収入比率 15.3%。企業債元利償還金対料金収入比率 34.8%。職員給与費対料金収入比率 14.8%。これらについては数値が小さいほどよいということになっておりまして、そんなに高い数字は見えませんが、水道事業全体に関しては経営的には今のところ良好であるということが読み取れるかと思えます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 120 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 120 号の質疑を終わります。

次に、決算審査意見書についての質疑を行います。飯尾善紀監査委員、代表監査委員と同席してください。

【監査委員（飯尾善紀君）、監査委員席に移動】

議長（竹内睦夫君） 初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 最初に、3 ページ、審査過程で事務的に改善を要する事項及び留意を要する事項云々とあります。このことは、いわゆる改善を求めるとか、そういうことで、この内容が合併により 3 町が合併したわけですから、取り扱い内容が十分な統一が図られなかったために、監査から求められたものか、あるいは取り扱いそのものが誤って理解をしていたために、こういう指摘をされるような 指摘というか 一 ものになったのか、その辺について監査としてどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

で、その後の、同僚議員が具体的な内容を 2~3 点というふうにして言っています。私はその点については、今回は触れませんから。

それから、2 つ目は、公営企業の会計について、23 ページですが、「ガス・水道料金の滞納や工事・器具販売代金の未納が増加しております」というふうにしてあります。で、増加している、ここにちょっと私も引っかけたんですが、その理由として、ガス事業については、熱量変更事業ということで、ガス器具の割引販売なども一つの理由というふうになって、いわゆる 571 万 4,417 円の赤字決算。先ほどのやりとりの中で、局長は、想定内のものだ、こういう答弁をされているわけですが、本来はやっぱりあってはならないというか、そういうものだと考えます。そういう

ことで、この監査委員の指摘に対して、企業としてどのように考えているのかであります。

というのは、熱量変更事業ということで、ガス器具、今、おたくの器具は当てはまらないので、あるいは古くなったので、部分的な部品交換等ではだめなので交換したほうがいいですよという形での販売が、割引販売というふうにしてやられたわけですね。その結果について、例えば、販売代金が入ってこないということであれば、どうなのか、その辺。ということで、監査委員として企業側とのやりとりの何か、若干でも述べていただければいいと思います。

議長（竹内睦夫君） 小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 初めに、事務的に改善を要する事項及び留意を要する事項が、合併により十分な統一が図られなかったことに起因しているのか、あるいは取り扱いそのものを誤って理解しているためかという質問にお答えいたします。

そういうことではなく、決算審査の際には、各種業務の詳細を把握できる書類の提出を求めますが、その書類を見せていただくと、一部数値の誤りや理解しがたいもの、また、非常に不効率な集計表や事務処理が散見されました。例えば、貸付金、使用料、未収金等の管理が手書き台帳等のために、審査時に求める数字が一覧表で出せない部署もありました。そういうものを含めまして、その都度、書類の修正や事務的な改善をお願いしているところでございます。

次に、ガス水道料金の滞納や、工事器具販売代金の未納が増加していることに対する企業の対応についてお答えいたします。

熱量変更に伴う費用の増大、そういうものとは今回の指摘は関連はしておりません。それ以前のガス水道料金の滞納や工事、器具販売代金の未納の増加の中には、企業側の対応不足と思われる未納金発生も散見されております。工事販売担当と、請求・回収担当の連携強化により、早期回収に向けての個別対応をお願いしております。そして、企業側におかれましては、内部体制の強化などにより、滞納や未収金の回収に努力する旨の回答をいただいております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。

2点目の関係で、企業側の対応不足もあったと。いわゆる器具販売、あるいはガスの料金の、ということなんですが、具体的に、器具販売代金の未納の状態、これについて、今、数字的にわかりましたら、わかりますか。

議長（竹内睦夫君） 小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 今、ここにその資料は入っておりません。

【16番（竹内賢君）「はい、じゃ、後ほどお願いします」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） まず、監査の日程でございますけれども、監査報告書の2ページを見ますと、8月2日から10日。土日はやっていないと思います。正味7日間で、一般会計並びに特別会計。なお、先ほどの答弁にありますように、監査を受けるほうの書類が必ずしも整備されていない、こういう状況の中で、私は、大変な監査をしていただいたと、非常に監査能力の高さがあるのではないのかと、心から本当に敬意を表する次第でございます。したがって、後日のためにも、部

局ごとに、あるいは特別会計ごとにどういう日程を割り振りして、これだけの監査をなされたのか。質問には書いておりませんが、もしお差し支えなければ、事務当局の対応というようなものはどういうふうであったのかも、あわせてお知らせ願えればと思います。

それから、あと1つですけれども、先ほどの竹内議員との関連もごございますけれども、いろいろ御指摘された事項等につきまして、差し支えない範囲で、どの部局に対してどのような指摘をしたのか。このところは、今のやっぱり情報公開という観点から見ても、当然議員に対してはそれは詳細に報告してもいいのではないかというのが私の考えでございます。

それから、もう一点でございますが、合併して、昨年10月でございますけれども、にかほ市役所という大変立派な篆刻石、看板といいますか、標柱といいますか、これが設置されておるわけでございますけれども、私が見る限り、この予算がどこから出されたのか、ちょっと見えなかったものですから、この辺についてもひとつお知らせいただきたいということと、この財産の区分といいますか、備品になるのか、財産になるのか、その辺についてもひとつお知らせいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） まず初めに、審査の日程についてでございますが、御案内のとおり、審査期間は8月2日から10日まででありました。で、実質、審査日数は6日、それから審査意見書の取りまとめ1日、このような形になっております。具体的には、8月2日、3日、4日に、8月2日冒頭には、事前に各部局のほうにこういうものをお出しいただきたいというようなものをお示ししておりますので、そういうようなものが来ているのかどうかの確認、あるいは日程の再確認、こういうのを若干やりました、すぐ一般会計、それから3日も一般会計のほうの審査をしました。で、4日目には、特別会計、それから基金運用状況、それから一部現場のほうに出向いて、現地の実態を調査しております。それから、5日と6日は土日で休みでございまして、7日の日はガス水道事業所のほうを見せてもらっております。それから、8日と10日 — 9日は休みですけれども、8日と10日は、今まで見たものの中で、出された資料が若干不明瞭、理解しがたいようなもの、あるいは一覧のないようなものも出てきておりますので、その資料の再作成をお願いしてございまして、それを来たものから順次確認審査をしております。あるいは、見落としがなかったのかどうか、このあたりも見てやっております。そして、10日の午後から、一部審査意見書の作成に取りかかりまして、17日には審査意見書の内容の確認、そして、合議をし、意見書を提出しております。

これが審査の日程でございますけれども、その前に、審査を効率的に行うべく、7月26日に、にかほ市一般会計歳入歳出決算書のコピーをいただいております。そして、それをもとに、8月2日の審査日までに数字のチェックを行うとともに、先ほどもお話ししました必要明細資料、例えば不納欠損個別処理明細、未収金の個別明細等の提出を担当者等の出席もあわせて要請をしております。

審査は、監査委員2名で行うと同時に、2名の監査委員会事務局職員には、補助従事者として、確認を要する部署への取り次ぎと、資料の提出や審査の補完作業をお願いしてまいりました。

また、平成17年9月30日現在で確認しております高額延滞事案につきましては、平成17年度末までの回収状況を個別に報告するよう、6月中に様式を示し、報告と説明を求めており、審査時点

で確認しております。その中身は、市民税、固定資産税、国保税、ガス水道料金、各種貸付金等であり、回収金額と延滞発生の原因、今後の回収方針や消滅時効防止対策等でございます。さらに、必要に応じて現場に出向き、今回は象潟郷土資料館のほうに行きましたけれども、担当職員より説明を受けながら、在庫の確認と状況を把握しております。

これが審査の日程等でございます。

次に、審査過程において指摘した該当部署別の改善事項及び留意事項についてという質問にお答えいたします。

初めに、全体的なことを申し上げます。決算監査は限られた期間の中で審査をいたしますので、資料については事前に予備審査をし、当日は聞き取りと確認項目を重点的に審査したく、提出期限を厳守していただきたいということです。なお、審査資料として提出するものですから、上司のチェック、決裁を受けた、内容に責任のある資料を提出していただきたいと思います。また、各種業務を審査いたしました。問題事案を抱えている部署の引き継ぎ書に、そのことについての経緯や今後の対応についての記載がありませんでした。その引き継ぎ内容のチェックがおろそかであるために、後任者の業務が停滞し、未収金の回収不能、時効、不納欠損処理に至るのではないかと懸念しております。さらに、事務引き継ぎをされていない部署も見受けられました。早急に全部署を点検し、対応を講じていただきたいと思います。

次に、延滞、未収金に対する取り組みについてであります。平成 17 年度において、市税、財産収入の不納欠損処理をしておりますが、その手続については問題はありませんでした。が、その前に、不納欠損処理に至るまでに、担当部署の徴収、あるいは回収認識が甘く、そのための時効完成も想定されました。滞納者との個別折衝記録の不備、時効中断等の手続なしと、また、上司への報告、決裁、指示記載もないものもありました。税負担の公平性、歳入確保の面から影響が大きく、慎重かつ厳正な取り扱いが必要であるとともに、やむを得ず欠損に至るまで間においては、一層の徴収あるいは回収努力をお願いしたいと思います。

最後に、「象潟町史」の在庫についてであります。知的財産価値のある立派な町史ではありますが、つくり上げることに重点を置いたせい、かなりの在庫が現在も見られます。資料編 2 冊、通史編 2 冊、計 1 万 2,000 冊を作成いたしました。が、現在、81.1%の 9,755 冊が在庫となっております。また、資料館発行図書においても 3 冊で、3,357 冊の在庫があります。市民初め多くの方々に親しまれ、読んでいただきたく、寄贈やセット販売等も含め、より強力な販売対策を講じていただきたいと思います。

以上が改善事項及び留意事項でございます。

それから、象潟、金浦、仁賀保の各庁舎に設置された篆刻石碑の支出項目について、また、財産としての区分はどうであるのか、これにお答えいたします。

象潟庁舎に設置されているものは、合併前に旧象潟町が合併の一環として設置したもので、予算執行上、合併時点未払いであったため、合併準備費として新市に引き継ぎ、2 款総務費 1 項総務管理費 9 目企画費に計上されたことから、決算書の 81 ページの 13 節委託料に含まれております。金浦、仁賀保庁舎に設置されているものは、合併後の作成委託によるものであることから、77 ページ

の2款総務費1項総務管理費4目財産管理費13節委託料の合併記念事業委託料に含まれております。財産区分としては、にかほ市財務規則第199条第3項の別表第3、公有財産区分種目表の工作物に区分されております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 先ほどの審査日程を聞いて、本当に改めて感謝を申し上げる次第でございます。大変な過酷な日程の中で、これだけの量をこなすというのはなかなかないのではないかと思います。私も過去に相当監査を受けましたけれども、相当厳しいものであるということと、事務当局におかれましては、監査に指摘された事項についてはぜひ遵守して、今後もスムーズな監査に対応できるようにお願いしておきたいと思っております。

それから、指摘事項についてはそのとおりのことだということでございますので、これは承りました。

で、篆刻石の話で、象潟はそれとしても、仁賀保、金浦のあれが委託料に入っていると、こういうことなんですが、このお金は、委託料はどこから出たことになるんでしょう。予算措置はどこでしてあったものでしょう、これ。

議長（竹内睦夫君） 佐々木清勝議員に申し上げますけれども、予算等に関することについては監査委員は把握していないと思っておりますので。

佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） それでは、その項については譲らせていただきます。所管のほうでもやりますけれども。

とかく問題になった話で、私も仄聞しておりますし、議事録等も見ておりますし、予備費対応という話も聞いておるわけですが、今回の決算を見ると、予備費は一向に動いておりませんので。この辺も監査ではないでしょうか。

議長（竹内睦夫君） いや……

14番（佐々木清勝君） よろしいですか。もうちょっと、じゃ、かいつまんで申し上げますけれども、決算書の13ページ、予備費が4,528万8,000円あるわけでございますけれども、全額不用額になっているわけです。それで、前のいろいろな議事録等を見ておるわけですが、議員と執行部とのいろいろなやりとりの過程で、これは予備費で対応すると、こういうふうに発言されております。そうすると、私から見方からしますと、この13ページの予備費が当然どこかに流用されたという記載がなければならぬのではないかと思います。その辺いかがでしょう。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えをいたします。予算の予備費はどこから出たのか、何の項目と
いうことでございますけれども、予算執行の手續について再度御説明をいたしたいと思ひます。

御承知のとおり、にかほ市役所の銘の篆刻石の設置の経費は予算措置がなされておらなかったた
めに、暫定予算の予備費から一たん必要経費を2款総務費の1項の総務管理費の4目の財産管理費
13節に委託料として充用したということで、監査委員のほうからも報告がなされております。そこ
から17年11月14日に支払っておりますけれども、先ほど13ページのものとおっしゃっておりま
したけれども、歳出のほうの234ページを見ていただければおわかりだと思ひますが、予備費流
用ということで、2,476万5,000円ほど支払いをいたしております。これは各款項目に対しての支
払いでございますので、こちらのほうで見ていただければおわかりになったのではないかなとい
ふふうに思ひます。そういうことで、予備費流用ということで、この節のほうから流用したとい
うことで、御理解をいたしたいと思ひます。

【「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時53分 休 憩

午前11時55分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

これで14番佐々木清勝議員の質疑を終わります。

次に、13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 前の2人の議員に対してほとんどその答えを言っていたいただきました。合併し
て1年足らずということで、当局もさまざまな面で試行錯誤があるかと思ひられます。監査委員が
指摘した書類の不備や不統一の点について、当局からはどういった返答をいただいたのか、監査委
員に一言だけお伺いいたしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、審査当日までに資料を
出していただき、そして目通しをし、理解したもの、理解しがたいもの、あるいは数字の若干の誤
りのあるようなものをチェックしてござりまして、そして、他の求めた資料等の説明をいただきなが
ら、やはりこのような様式では、監査資料、審査資料としてはちょっとよろしくない、こういう形
に訂正していただきたい、そして再提出をお願いしたいと、そういうお話しも、それから、一番私
どもが懸念したものは、やはり不納欠損処理にもっていくもの、この後、該当なるような、そう
いうおそれのある事案があってはならないということで、時効防止のためにどういう対策をとって
いるか、そういうものを確認しながら、若干の不備のようなものがあれば、こういう形にしてい
たいただきたい、そういう意見要望等を申し上げました。

あるいは、一部の部署では、料金の未納に対しまして、確約書的なものをもってございましたけれども、用紙はそれでよろしいんだけれども、その中身の要件の記載が若干不備なものもございまして、それを見直しをし、上司の決裁をいただいて、そして、それが回収として流れていくような形、そういうものにしていただきたい、こういう形でお話をして、そして、例月審査は毎月やっておりますけれども、6 ヶ月後にそれがどのような形になっておるのか、もう一度見せていただきたい。毎月のほかに期日を定めて、そういう形でそれぞれの該当部署のほうにおつなぎをし、改善を求めています。特にガス水道事業のほうでは、熱変事業の関係で、かなりの今、ボリュームを抱えておりますけれども、優先順位をつけながら、出せるものを手書きから機械管理のほうに移行しながら、何とかこちらのほうの対応に備えていただきたい、そういう旨をお話し申し上げ、理解をいただいていると理解しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 私が伺いたいのは、監査委員が指摘した、いわゆる改善・是正事項について、当局が積極的に、あるいは誠心誠意取り組む姿勢が見えたかどうかと、そう感じられましたかと伺っているのです。

議長（竹内睦夫君） 小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 今までの監査委員と違まして、私のほうがぶっきらぼうな言い方をする場合もありますし、それぞれの手法が違まして、受け手側の職員の戸惑いもありましたけれども、前向きにやるということで答弁をいただいております。

議長（竹内睦夫君） これで 13 番菊地衛議員の質疑を終わります。

ほかに決算審査意見書についての質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、決算審査意見書についての質疑を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午後 12 時 00 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど 16 番竹内賢議員より質問の段階で、産業部長が資料不足のためということで答弁保留しておった分、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 先ほど竹内議員からの答弁を保留しておりました、事務報告書 169 ページの 10 の工事の入札に関してでありますけれども、市内建設 B 級 7 社による入札であります。

議長（竹内睦夫君） 引き続き、これも竹内賢議員の質問に対してのガス水道事業所長の答弁保留の分、ガス水道事業所長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 先ほど未収金について資料不足のため答えることができません

でした。工事売掛金につきましては52件、110万3,563円、それから企業売掛金、件数が306件、898万3,226円、材料売掛金9件、11万3,490円。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 引き続き質疑を続行いたします。

次に、議案第121号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 最初に、歳入でございます。14ページでございます。20款諸収入のうちの雑入でございます。生活保護費の関係でございますけれども、生活保護費の返還金262万1,000円、並びに生活保護費第三者納付金181万円がございます。歳出に返還金777万4,000円があります。さきの議会で、部長からちょっと説明があったような感じもします、第三者納付金でございますけれども、通告しておりますので、再度お伺いをいたします。

次、歳出でございます。4点ばかりお願いします。34ページ、6款の農林水産業費でございます。林業費の関係でございますが、6目海岸林再生事業、トータルで4,076万6,000円、予算措置がございます。これは、海岸林再生プロジェクトの施業、これは7年間ということでございます。7年間全体の事業みたいなもの、これは固まったのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、次、37ページと38ページにわたります。7款の商工費でございます。2款の観光費2目観光施設費に724万9,000円ございます。さらに、3項の公園費2目の公園管理費に200万補正がございます。公園管理につきましては、さきの説明でも、施設が40あると、こういうふうな説明がなされております。人件費も含めた維持費、そういったものが措置されておるわけでございます。所管とすれば、観光係、あるいは公園係、あるいはサービスセンター、こういった部署にいろいろかかわってきますけれども、この辺の連携みたいなものは十分なのかどうかということをお伺いいたします。

次、42ページ、10款の教育費でございます。事務局費全体で3,871万9,000円措置されてございます。今回、人件費がかなり措置されてございます。これは人事異動等によるものだと思いますけれども、非常に金額が大きいなという感じがします。人事異動による人件費、それ以外に何かその他の理由があるのかどうか、これをお伺いいたします。

次、46ページと47ページにわたります。これも同じく10款の教育費でございます。それぞれ社会教育費でございますが、7目に仁賀保の勤労青少年管理ホーム費、今回は648万4,000円でございますが、総額では5,000万円を超える金額でございます。さらに、同項の8目に金浦勤労青少年ホーム管理費がございます。今回が44万4,000円。これも総額では2,500万円を超える管理費でございます。このほかに、3地区にはそれぞれ公民館があるわけでございますが、このような類似施設、これを管理しておるわけでございますが、トータルしますと、相当の管理費でございます。議会でもいろいろお話が出ておりますけれども、構想として、文化的施設の建設というものがございまして。こういった将来の構想、あるいは計画、これを考えた場合、こういった公民館も含めた類似施設、こういったものの管理の方向性みたいなものはどのようなものなのか、現時点でどんな考え方を持っているのか、その点についてお伺いをいたします。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、最初に健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、池田議員の質問に対しまして答弁いたします。

まず 14 ページ、雑入の生活保護費返還金 262 万 1,000 円についてであります。通常、生活保護費は各世帯の収入状況などを勘案しまして、毎月 1 日にその月の生活費を支給しております。収入の過不足が生じた場合は、翌月の保護費で清算することになっております。しかし、今回の返還の対象になりましたのは、収入があったのですが、収入申告がおくれたために遡及して返還となったもの 2 件、それから、交通事故の賠償金が入ったために、事故のあった日に遡及して返還となったもの、1 件でございます。詳細な金額の内訳につきましては、事故という特殊な事案が含まれておりますので、個人が特定されるおそれがありますので、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますことを御理解願いたいと思います。

それから、生活保護費第三者納付金 181 万円についてでありますけれども、これは、交通事故による医療費 241 万 3,510 円、これを全額医療扶助として支弁しておりましたが、被保護者の過失割合が 25%と認定されたことによりまして、75%を相手方の加入保険である東京海上火災保険株式会社に請求して、納付してもらったものであります。

それから、最後ですが、歳出の 27 ページになるわけですが、3 款 3 項 2 目扶助費 23 節の償還金利子及び割引料 777 万 4,000 円につきましては、平成 17 年度の事業費確定によります生活保護費国庫負担金の精算のための返還金であります。内訳の内容といたしましては、当初、保護費等に 1 億 4,407 万 7,000 円の国から来る分 4 分の 3、1 億 853 万円と試算しておりましたけれども、実績額が 1 億 3,434 万 2,000 円の 4 分の 3、1 億 75 万 6,000 円と実績が確定しております。その差額の 777 万 4,000 円を返還するための予算措置でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、農林水産業費、商工費に関して、産業部長の答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 34 ページの関係でございますけれども、海岸林の再生事業につきましては、今回の補正は、松林再生に伴う植林及び枯れ松伐倒委託料が主なものでありまして、今年度に全地域の植栽を行い、平成 19 年度から 6 年間、平成 24 年度までですけれども、植栽後の保育事業として年 2 回ほどの下刈りを予定しております。全体事業費といたしましては、平成 18 年度、今年度に 28.67 ヘクタールの植栽、それから枯れ松伐倒処理に関する事業費が 4,076 万 6,000 円、19 年度から 24 年度までの保育のための下刈り費用を年間 750 万円と推計いたしまして、6 年間で 4,500 万円を見込んでおります。概算の全体事業費は 8,500 万円程度と見込んでおります。

次の 37 ページ、38 ページに関する御質疑でございますけれども、今定例会へ計上の観光施設費は、当初予算において措置された内容の見直しとか、あるいは不足分の増額というものではございませんで、修繕料の一部を除き、市営の 2 つのスキー場に係るものでございます。スキー愛好者の一時期のブームが去りまして、利用者はかなり減ってきております。そういうことで、17 年度の利用状況を勘案し、経営内容を見直すために、当初予算への計上を見送り、オープンに支障のないよう、今回、補正対応をすることとしていたものであります。一方、公園管理費では、三崎公園の遊具の破損、それから小砂川地区のあずまや屋根の剥離落下のおそれなど、緊急的な事故防止のため、補正計上をしているものであります。

次に、観光係と公園係につきましては、同じ観光課の中にあります。十分な連絡をとりながら、協力し合って事業を展開している状況であります。また、サービスセンターとの関係ですけれども、当初予算に関しましては、観光課関係の全予算に関する資料を共有いたしまして、課と各サービスセンターのどちらかに措置するのが適当かを協議してきたわけでございます。細かい部分につきましては、連絡等に多少のまごつきはあろうかと思っておりますけれども、各事務事業につきましては、支障はないものと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、教育費に関する答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算に関する質問にお答えいたします。

初めに、42ページの10款1項2目事務局費の件でございますが、先ほどの竹内議員に対する総務部長の答弁にもありましたように、象潟中学校、仁賀保中学校文化施設等のハード事業の推進及び教育研究所の設置に伴いまして、本年4月1日施行の職員定数条例によりまして、教育委員会職員定数が3名増員になりまして、69名となっております。その3名の増員と、それから管理職1名の配属に伴う人件費の増額が主なものでございます。

それから、46ページ、10款4項7目の仁賀保勤労青少年ホームの管理費の件でございますけれども、これにつきましても、職員の異動に伴う管理職の配属による人件費が主なもので、ほかに、非常用発電機のバッテリー交換の修繕ということで30万円、それから消化器購入ということで備品費に10万1,000円を計上してございます。

続きまして、47ページ、金浦の勤労青少年ホームの管理費の件でございます。これは、44万4,000円の補正でございますけれども、人事異動に伴う事件費の減額と、それから冷暖房機器のポンプの修繕料21万円、それから軽運動室の横断幕の昇降機装置の修繕24万円、計上しております。それが主なものでございます。

それから、文化施設の管理の方向性ということでございますが、今現在、施設にどのような機能を持たせるか、まだ決まっていない状況でございます。そういう施設の構想とあわせまして、検討してまいりたいと思っておりますが、高学歴化や高齢化、少子化、情報化など、最近、大きな変革で社会で進展しておりますが、また、多様化する市民の学習意欲に対するニーズに対しましても、生涯学習の拠点となるべく、公民館などの社会教育の施設のあり方については、十分これから検証いたしまして、各施設の管理の方向性を今後いろいろ勉強しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 1点だけお伺いいたします。7款の商工、つまり観光の関係でございます。施設の維持につきましては、それぞれ分担しながら管理していくということで、特に支障がないかと思っておりますけれども、旧象潟におきましては、御承知のとおり、町の半分以上が国定公園区域という場所でございます。観光施設も非常に多いわけでございます。この中の、たまたま公園であっても、結構なお金をかけて整備してきておるわけございまして、当然、観光資源として一翼を担っているというものもあるわけでございます。この後の全体計画、今策定中なわけですけれども、そ

ういった計画づくりといえますか、そういった面で、このサービスセンターはよく実情わかると、実態わかると、こういう状況があるんでしょうし、本課、観光係、公園係、この辺との、計画づくりの段階で、特にそごを来さないかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 幸いにして、観光課の配属されている職員は、象潟の職員がおります。それから、仁賀保には仁賀保というような感じで、それぞれのこれまでやってきている担当者が管内の観光施設等把握しておりまして、幸いうまくいっていると思います。ただ、これから、そういう計画等それらのものにつきましては、これまでもポスターとかなんかでも、一緒に審査から何からやっておりますので、これからもそういう計画等、全市内にわたる事項については、それぞれの職員からも出ていただいて、協力し合って物事をやっていきたいと思っております。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 何点かひとつお願いします。

最初に、10ページの市民税の法人税と、それから市税の固定資産税、これ説明もされていまして、で、余りにも金額が大きいので、ちょっとびっくりしたわけです。したがって、これ景気ということにも左右されていくわけですが、これからの見通しについて、現段階でこのようにというのありましたら、伺いたいと思います。いわゆる法人税が1億6,000万円の減額補正、反対に固定資産税が1億円の増額補正というふうになっています。

それから、15ページです。3の1の1の9、いわゆる議会費ですが、費用弁償116万8,000円。内容と計上の根拠について伺います。旅行日数は幾らなのか。ふるさと会という話を聞いていますから。それから、飛行機なのか電車なのか。それから、県外の場合の、もし2日にわたるような場合は宿泊費もかかるわけです。こちら辺は、条例によりますと、県外の場合は1万3,100円、それから日当が2,500円、こういうふうになっていますから、この内容について、まず伺いたいと思います。

それから、17ページです。2の1の9の13委託料、都市再生整備計画予備調査業務委託料400万円についてです。現在、基本構想、いわゆる総合発展計画の策定中でありまして、この日程的にいいますと、職員10名によって、今、庁内プロジェクトチームがつくられ、基本構想の基本計画の素案を検討されていると思いますね。10月上旬までに作成予定。その後、総合発展計画策定委員会がつくられると。そして、10月に特別職と各部局長によって基本構想の計画の素案ができると。そして、10月下旬に学識経験者や、あるいは関係機関のメンバーによる企画審議会から諮問を受けると。そして、11月中に議員に説明し、提言をいただき、その後、議会に基本構想を提案する。こういうふうになっていますし、総合発展計画国道利用計画についての策定業務委託料は1,200万円でしたけれども、今回の定例会で、193万円の減額補正になっています。で、こういういきさつを見ながら、今回、いわゆる、俗に言うまちづくり交付金を受けるような予備調査をやると。で、日程的にどういう日程を組んで、この予備調査業務が進められるのか、そして、成果品がどのように出されるのか。

で、ほかのところの流れを見ますと、住民の合意も必要だとか、そのためには、アンケートも
— アンケート、3つの方法があるようですが、アンケートなり、あるいはCVM法の実施によ
るとかって、そういうふうについているわけですが、そういう内容でそういうものが、流れ
についてひとつ伺いたいと思いますし、当然、先ほど言いました基本総合発展計画との関連も出て
くるわけですから、これについてどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

それから、17ページです。わか杉国体にかほ市実行委員会補助金300万円、2の1の13の19で
す。これの計上した根拠と、財源は一般税源となっていますが、今後の国体終了までの国体事業財
政について、現段階での見通しについて伺います。

それから、34ページ。先ほど池田議員が聞いていますが、私は、別の面からというか、国直轄事
業ということで、それを県が委託をされて、そして、県単事業ということで、このにかほ市に対し
て、松くい虫退治のための薬剤散布等の事業がやられておりました。これは6月の下旬に行われて
おります。そういう関係で、この松くい虫対策の、いわゆるにかほ市としての事業との関連、これ
を伺いたいと思います。

それから、私有の松の被害木の伐倒駆除について、条例上は10%の負担金をいただいて、そして、
申請あれば事業をやるわけですが、たまたま前の議会等の話の中で、10%の分担について検
討していきたいと、こういう話がありましたから、その検討結果、どういう状況になっているのか、
伺いたいと思います。

それから、37ページ、先ほど池田議員の中にちょっと触れられておったようですけれども、臨時
雇用賃金331万7,000円。これは、説明によりますと、スキー場、巾山と象潟の186人、82人とい
うことになっていますけれども、そうすると、この331万7,000円はまるっきりスキー場のための
臨時雇用賃金なのか、この点について伺います。

それから、38ページです。7の3の2の11公園管理費の需用費、修繕料200万円について、どこ
の公園なのかですね。この修繕料、どういう内容で修繕するのか。あわせて、当初予算で、みどり
中央公園に遊具を設置するとして、130万円の工事費を予算化しています。現在、9月に入ってもう
全然工事の状況について見ませんし、付近の子供さんを遊ばせたいというようなお母さん方とか保
護者、付近の人から、どうなっているんだという話も聞かれます。したがって、このみどり中央公
園の遊具設置についての工事計画がどういうふうになっているのか。せっかく予算を組んでも、今
のような状態というのは、行政としてはやっぱり責任ある姿勢ではないというふうに言われますか
ら、その点について伺います。

それから、40ページです。除雪費についてです。15トンドーザーと小型ロータリーを4,420万円
で購入する予算を決めました。かなり大きな力になるのではないかと。で、重機借上料が、去年と
ことしは、17年度決算と今年度予算というのは291万円の差、除雪委託料については2,445万円の
差、これはいずれ大雪だということは十分わかりますけれども、今年度計画を、この予算を組んだ、
いわゆる特徴というか、今回はここがやっぱり予算の目玉ですよというか、特徴ですからと、こ
ういうものがありましたら伺いたいと思います。

41ページです。仁賀保運動公園内法定外公共物譲与・払下申請委託料について、これ説明されて

おったんですけれども、ちょっと申しわけございませんが、メモしていませんでしたので、伺います、内容について。

それから、41 ページ。これも説明ありましたが、別の面からです。高森団地修繕工事費 400 万円。この団地は、ここに書いてあるように、平成 2 年が 4 戸、平成 3 年が 10 戸、平成 4 年が 6 戸の計 10 戸の団地のようですが、現在の入居状況と、これまで — まだ、長いもので 16 年ですか、短いものですと 14 年と、こういうので、修繕状況がどういうふうになっているのか。説明がありました、400 万円をなぜ今組んだのかというのがありましたけれども、当初計画にはまるっきりなかった内容ですから、急にこういうものが出てきたものなのか、あるいは、この後、同じところの場所ですから、そういう状態が今後起こる危険性がないのかどうかについて、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、最初に総務部長。

総務部長（須田正彦君） 法人税の今後の見通しでございますけれども、現在、1 号法人の会社は非常に仕事のほうは順調に忙しいようでございますけれども、今後の見通しでありますけれども、法人市民税の平成 18 年度の決算額は約 3 億 300 万円ほど見込んでおります。このうち予定申告額は 162 社で 1 億 7,000 万円と今のところ予想をいたしているところであります。また、決算予想額の内訳は、均等割額が 5,100 万円、法人割が 2 億 5,200 万円と見込んでおります。今回、1 号法人、非常に忙しいようでありますけれども、そうした法人税の伸びについては次年度に反映されるということになっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、固定資産税のほうでございますけれども、今後の見通しでございますけれども、先日の、2、3 日前の日経新聞にも掲載されておりましたけれども、TDK 関係も非常に景気がいいというふうになつております。今後の見通しについてですが、土地については、次回の評価がえまでの 2 年間は現在の水準の税収が見込まれるというふうに見込んでいます。

また、家屋に当たっては、本年の家屋建築が増加傾向にあることから、若干上向くものと想定いたしているところでございます。

また、償却資産につきましても、市内の主要企業に限った今後の見通しといたしましては、短期的には、薄型テレビ、ビデオなどのデジタル家電のハードディスク部分の需要、または携帯電話等、自動車向けの電子部品の需要が好調であると伺っておりますので、本年度も活発な設備投資が見込まれるため、来年度は本年度と同じ程度の税収が見込まれるのではないかなというふうに今のところ想定をいたしております。まあ中長期的には、家電業界の低価格競争や在庫調整等、不確定な要素もありますけれども、そういう形で今のところ税収を見込んでいるような状況でございます。

次に、17 ページの都市整備と総合発展計画基本構想との関連性ということでございますけれども、今回予算を計上させていただいておりますけれども、今のところ、基本構想、並びに基本計画、そして、総合発展計画、実施計画と、一連の関連が今回のその都市再生整備計画にはございます。そういう形で、今後とも整合性をとりながら進めてまいりたいなというふうに思っておりますけれども、現時点でまだ契約しておらない関係で、日程的には定かでございますけれども、内容といたしましては、将来ビジョンの策定及びまちづくり目標の設定等、また、指標に対する従前値の調査及び例えば数値目標の検討等も含めてやってまいりたいなというふうに思います。いずれにいたし

ましても、3月末までは、そうしたまちづくり交付金に対する事業申請の次段階の調査を終了したいなというふうに思っているところでございます。これから、いろいろまちづくり交付金に対しての申請事業、まだまだ19年の当初予算にも計上してまいりたいというふうに考えておりますけれども、現時点ではそのような形で進めてまいりたいなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、議会議務局長。

議会議務局長（竹内享一君） 私のほうからは、15ページになります。ふるさと会のことでございますが、東京、電車で参りまして、1泊2日見ております。それで、1人当たりが5万740円、これの23人分ですが、議長の分につきましては当初予算で計上済みでございます。これで116万8,000円と、こういうふうなことでございます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、助役。

助役（横山昭君） 17ページのわか杉国体の実行委員会補助300万円についての御質問でございます。

実行委員会の補助金300万円は、TDKサッカー場に仮設したスタンド — これ金属製のスタンドになりますが — を設置するための追加補助をお願いしているものであります。TDKサッカー場は2面で試合が行われますが、観戦する場所がないので、東側、西側それぞれ400席の仮設のスタンドを設けたいと思っております。そして、会場に来られた方々の応援の場所を確保したいというふうに考えたものであります。現在、本部用のプレハブハウス等も含め、仮設施設の設置準備を進めていますが、実行委員会の現予算の不足が見込まれる分を追加補助をお願いしたものであります。ちなみに、スタンドは500万円ほどの予定となっております。

次に、国体開催に伴う今後の事業計画としては、現段階では、市の実施計画にもありますように、1億5,900万円の事業費で、県補助金を6,700万円ほど見込んでおります。競技運営に関する施設については、県補助の対象となっておりますが、ふれあいコーナーと、休憩所だとか物産展だとか、あるいは交流の場などの設備については、助成対象となりません。事業費については、県体育協会で、県の国体局とも協議しながら準備を進めており、ことしのリハーサル大会の開催状況等の状況を踏まえながら、実施計画策定時の競技会場等、諸施設の整備内容をさらに吟味し、少しでも市の財政負担が軽減できるように進めてまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 松くい虫の防除の件でございますけれども、国直轄事業との関連ということではありますが、これまで、県有林を除く対策対象森林はすべて市で防除してきておりますけれども、今年度は特例というようなことで、国直轄事業の松くい虫被害先端地域特別対策事業が大臣命令の防除によりまして、市内の対策対象森林の中でも高度公益機能森林、この部分を県と市の負担なしの国費のみで、特別伐倒駆除と薬剤散布を行うことになっております。特別伐倒駆除につきましては、510立方メートルの約800万円、それから薬剤地上散布につきましては、国の直轄が県有地の分67ヘクタールを含む、全部で107ヘクタールの1,700万円ほどであります。

それで、この大臣命令による事業につきましては、ことしの4月に施行地としてにかほ市が指定されたことから、当初予算の松くい虫防除対策事業の事業費に高度公益機能森林の施業も含まれて

おります。このようなことで、国と市の事業が重複する場所もあるわけでございますので、これらの予算については国の事業の実施が確定した時点で、その時点で減額補正をして対応してまいりたいと思っております。

それから、松くい虫の被害木伐倒処理分担金の徴収条例の10%の分担ということでありますけれども、規則の一部を改正した主な考え方は、条例に基づきまして、あくまでも10%の分担金をもらうということに固執した場合、市内の松林のほとんどは私有林であります。そういうことで、その分担金がなければ事業執行できないという弊害が生じてくるわけでございますけれども、そのことによって松くい虫の被害地域がどんどん大幅に広がっていくということが予想されます。そういうことから、この条例の施行規則第2条の一部をことしの5月9日付で改正したものでありまして、その免除の内容については例規集のほうへ記載されているとおりでございます。

なお、財源振替につきましては、松くい虫の被害木伐倒処理分担金の歳入の補正をしております。その歳入の補正によりまして、一般財源のほうから分担金の歳入額分の財源を振替したということでございます。

次に、37ページの観光施設の臨時雇用賃金等についてでありますけれども、この予算額724万9,000円の補正額中、この中へ11節の修繕料210万円ありますけれども、この中のラトラックの修繕、点検、修理も入っておりますので、この中から50万ほどを抜いた以外の約670万円がこの両スキー場にかかる経費ということになります。

それから、雇用体制につきましては、これまでと同様でありますけれども、仁賀保高原の施設、それから、巾山スキー場、鉾立地区施設の管理、これらが、これまで同様、3人体制で見えておりますし、象潟のスキー場、鶴泉荘の管理が各4人体制で、これまで同様であります。

それから、次の38ページの公園管理費の修繕料でありますけれども、修繕料200万円の内訳ですが、3施設の修繕費であります。1つは三崎公園内の木製遊具、「三崎の大将」というものがありますけれども、遊具全体に丸太材が使用されておりますので、これらが腐食により破損 — 完全な破損まではいっておりませんが、危険なために、全面的な修繕を行うものであります。また、2つ目は、とんがり童夢パオ — 小出地域にありますけれども — の修繕であります。スチールサッシ90枚の部分修理でありますけれども、サッシのさびを落とし、さびどめ、そして塗装を行うというものであります。3つ目は、小砂川地区の遊歩道にかかるあずまやの修繕でありまして、コンクリート屋根が剥離落下のおそれがあるため、屋根を撤去しまして、新たに木材等を使用した屋根のみを設置するものであります。

次に、みどり中央公園遊具についてであります。大変おくれて、御迷惑をおかけしておりますけれども、先月、みどり中央公園管理会の役員と打ち合わせをしております。管理会での要望は、滑り台とブランコということでありましたので、現在、予算に見合った滑り台とブランコの工事発注に向けて準備を進めているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 40ページの除雪費ですが、昨年度については数十年ぶりの積雪により、当初予算を大きく上回る除雪経費を要し、国からも除雪対策の財政支援として臨時的補助金を交付

いただいたところであります。昨年度の稼働状況を見ますと、山間部では12月の5日に除雪を開始し、最終稼働期となった3月31日までの間、77日の稼働となっております。また、まち部では12月10日が開始日で、最終稼働日が2月13日であり、この間、40日の稼働となっております。また、除雪と並行しまして、排雪作業も2月18日まで行っており、委託料及び重機借上料を含め、除雪費全般にわたり経費が膨らんだ結果となっております。今年度ですけれども、特徴といいますか、釜ヶ台地区に13トン級のドーザー、また、象潟地区に小型ロータリー除雪車を配備いたします。昨年以上に効率的な除排雪作業が可能となります。除雪計画については、策定については、10月になります。市民の安心、安全を確保するために、購入重機の有効活用を図ってまいります。予算計上額につきましては、昨年は例外としまして、今年度は過去7カ年の平均的なかかる経費を計上したものであります。

次に、41ページの都市計画総務費の委託料であります。仁賀保運動公園法定外公共物譲与・払下申請委託でありますけれども、この法定外公共物は、国道7号線に接している仁賀保運動公園の入り口、現在、サッカー駐車場として整備されている土地に残っているもので、里道水路、いわゆる赤道・青道であります。これに関しては、国道7号線の拡幅改良に伴う境界確認立ち会いで確認されたもので、東北財務局と国有財産の適切な利用について協議した結果、公園用地利用の観点から譲与・払下申請をすることとなりました。そこで、譲与・払下申請をするための資料として、赤道・青道の境界復元と測量、法定外公共財産特定図面等の作成を行う必要がありましたので、これらの委託料として計上したものであります。

同じく41ページの住宅管理費の中の高森団地の修繕工事についてでございます。現在の入居状況は、高森団地20戸のうち修繕する1戸以外、19戸すべて入居してございます。修繕経過は、平成15年度に風呂釜更新工事で風呂釜17台を更新しています。平成16年度にはガスメーターの立ち上がり管の修理とガスコックの修理をすべての棟で行っております。平成17年度には6棟14戸の外壁改修工事と8棟20戸の外壁塗装工事をしております。この修繕工事、年度途中に修繕する理由は、入居者から退去する際に部屋が少しひび割れ、少し傾いているのではないかという指摘をされまして、調査したところ、実際傾いており、このまま放置しておきますと、接続しているほかの住宅にも影響を与える懸念もありましたので、今回修繕するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 再質問に当たっては簡潔にお願いいたします。なお、詳細は、この後、担当委員会のほうに質問通告書を出して、詳細を詰めるようにしていただきたいと思います。では、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 15ページです。1人当たりのということでありました、5万740円という、1泊2日。それで、この電車ですけれども、条例上からいくと特急座席指定で計算した旅費になっているんですか。今問題になって、いろいろ会計検査院とかそういうふうにして言われていますけれども、実態に合った旅費支給というふうな、そういう計算というのはできないのか、伺います。

それから、都市整備計画、話をお聞きしましたが、かなりこれからの期間というのは濃密なものが必要だと思うんですが、これの予備調査が来て、それに基づいて今度計画を立てて、やるわけですね。そういう流れの中で、総合文化施設、こういうものが今、検討委員会まで入っているわけで

すけれども、検討委員会の中でそういうものについてもいろいろ情報を提供してやるというような形になるのかどうか、伺います。

それから、38 ページです。滑り台とブランコというお話でした。これは前からあった話で、3月の議会で予算決定をして、そして今9月、こういう状況というのは、住民からいうとやっぱり何してるんだというふうに言われます。それからいって、私も、滑り台とかブランコを見ますと、40～50万から20～30万でできる内容に — 安ければですね。あるいは少しくらい高くても、この予算内でできる内容になっていますので、具体的にどういう滑り台1台なのか、ブランコ1台なのか、何人乗りなのか、こういうものについて伺います。

あと、それから、私の条例の見方がちょっと間違っているんでしょうか、41 ページ、高森団地、20戸というお話でしたが、平成2年4戸、平成3年10戸、平成4年6戸というふうにしたのは、これ1戸当たり2つ入るようなものになっているのか、あるいは年度別にもっと倍になっているのか、その辺伺って、それから、もう一つは、修繕、ここだけが傾いたというのはやっぱり地盤の関係がなかったのかどうかですね。そして、あるいは、もっと修繕しなければならないとか、そういう検査とか調査というのがやられたのかどうか、それだけを伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 私たちのほうの計算は、条例に基づきました積算に基づきました金額でございます。要するに、特急料金、それから電車賃の運賃、こういうものが含まれて5万740円ということになります。

なお、実際のかかった経費で云々という話がありましたが、それにつきましてはまた、公職にある者の寄附行為というようなことも懸念されますので、やはり条例どおりに支払われるのが妥当だと私は思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 都市再生整備につきましては、あくまで概算要望に向けての今回の予算措置でございます。御説明申し上げているとおりでありますけれども。ただ、文化施設、これからいろいろ大きな主要事業の1つでもございますので、庁内の検討委員会も含めて、ある程度整合性を総合発展計画ととりながら進めていくのが順序立てとして大事ではなかるうかなというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 大変仕事のほうおくれて、迷惑をかけておりますけれども、今、滑り台、ブランコ、1台50万、70万というような金額なものですから、この予算額に合ったところの滑り台、ブランコというところで、まあいつまで検討しているのかと言われることになりますけれども、そこら辺で、その130万円の範囲内で、ぎりぎりのいいものを設置したいというようなことで、今、準備しておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 高森団地の市営住宅については、2戸が入っているのが4棟でありまして8戸、それから1棟に3戸入っているのが12戸で、20戸というふうになっております。

この原因でありますけれども、敷地内のマンホール内に垣根の木の根が入りまして、マンホール内が破損されたというふうなところ、それが長年かかって、土が吸い出されたというふうなところ、基礎付近が少し地盤が下がったというふうなことから、建物が一番端のほうにひびが入ったというふうなところであります。そのほか、県営住宅半分まだありますけれども、奥のほうにありますけれども、全般見ましたけれども、そのようなものは目視によりますと何も確認はできなかったというふうになっております。以上でございます。

【16番（竹内賢君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 議案説明の際に詳しく説明をいただいたところではございますけれども、ダブる面があることを御容赦願います。さらにまた、先ほど昼休み時間中に総務部長とお話しして、大分わかったつもりではございますけれども、質疑の通告制度ということにかんがみまして、質問させていただきます。

なお、17ページの2款1項9目都市再生にかかわる質疑につきましては、ただいま竹内議員の質問によりわかりました。なお、この後の準備、大変あるように伺いましたけれども、このたびの定例議会における担当委員会になおさら詳しい審査をゆだねまして、2つ目の質疑は省略したいと思います。

13ページ、16款2項1目不動産売払収入について、売り払いの理由、原因は何かということでございます。この点につきまして、総務部長の御答弁をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今回の不動産売払収入についてでございますけれども、これにつきましては、下横根分譲につきまして、旧仁賀保町時代に定住化促進の一環として昭和63年から下横根地区に建設したさくら住宅を皮切りに、その周辺をちょうど分譲地として92画分譲して、完売したものでございます。今回の分譲地の売却については、合併直前に購入された方が、父親の遺産相続による後継ぎの理由から分譲地への建設が困難になったということで、これを一たん町で買い戻して、市に引き継いできたものでございまして、ことしの5月に改めて個人に分譲したものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 簡単な再質問をいたします。この質疑の私の考え方といいますが、お聞きしたいのは、不動産売払収入でございますので、市の土地、いわゆる財産のいわゆる有効利用にかんがみて、今回の売払収入が積極的な、いわゆる遊休資産の償却によって市の財政の一助になるための一つの売払収入であるのかどうかという観点からの質疑であったつもりでございますけれども、その点に関して市長なり総務部長、市のいわゆるそうした土地の有効利用、あるいはまた市の財政にいかん積極的に結びついていくかということに関連していかがお考えでございましょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えいたします。

市で保有している遊休土地、これは将来にわたって市が活用できない土地もあります、いろいろ

見てみますと。これ、今、担当のほうに拾い出しをして、私は処分したほうが良いと、処分して財政に幾らかでも役立つような形で活用してまいりたいと、そのように考えております。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最初に、28ページの老人医療費の後期高齢者医療広域連合準備委員会への予算が載っておりますが、75歳以上はこれ一律1割負担ということなようです。それで、我がにかほ市では、それは忍びないということで、この連合会に参加しないよと、嫌だよということが言えるかどうかということが第1点です。

それから、35ページ、企業誘致のリーフレット制作委託料があります。きのうの一般質問のやりとりで市長が大分詳しく答弁されて、それを聞いておりましたので大体わかったんですが、何かつけ加えること、あるいはそのバラ色のことを言い忘れたというようなことがありましたらお願いしたいと思います。要するに誘致する場所はあるのか、企業で具体的な動きなどはあるのかということとであります。

それから、3点目に、37ページの特産品の開発助成金50万円計上されておりますが、具体的な動きがあるのかどうか。申し込みが殺到しているという話になっているのかどうか。3点お聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 佐々木議員の広域連合準備委員会への負担金29万3,000円に関連しての御質問に対してお答えいたします。

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、現行制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されております。この制度は、医療制度改革の一つとして、超高齢化社会を展望した新たな医療制度の体系の実現のため、現在、老人保健制度、現在行われている老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度として平成20年の4月から創設されるための準備委員会ということでございます。このため、御指摘のように財源構成は、公費負担約5割、現役世代からの支援約4割、高齢者からの保険料1割という形で定めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

この広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条に、「市町村は、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとする」と、こういう形の法律が制定されておりますので、秋田県においてもすべての市町村が加入するということになるものでございます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の企業誘致リーフレットの制作費についてでございますけれども、現在のところ、きのうの市長の答弁がすべてでありますので、つけ加えることはございません。

次に、37ページの特産品開発助成金の50万円のことでございますけれども、現在1件の申請が来ております。今後の審査会において適当と判断されれば交付決定ということになりますけれども、芽は出そうかということですが、それぞれその可能性は持っているものと思っております。商品化になりますと行政においてもPRなどの側面的な支援をしてまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） リーフレットの件でお尋ねしますが、きのうの市長の答弁だと明るい材料はほとんどないと。高速道路はない。住宅もなかなか大変だ。となると、リーフレットに何書くんですか。バラ色なことを書いて、それを見て、社長なり、その企業主が、問い合わせしてみようかとか、行ってみようかとかということになるんですが、何もバラ色のことがないと、何を書くんですか、リーフレットに。

議長（竹内睦夫君） 産業部長。

産業部長（岩井敏一君） リーフレットの内容ですけれども、これまで、きのうも市長お話ししていましたけれども、にかほ市のすぐれた面というようなことを端的に表現しながら、できるだけインパクトのあるものにしていきたいということで、これ、にかほ市にとりましては県下屈指の企業集積を誇る地域でありますし、これまでの物づくりの歴史、それから、すぐれた弱電関係の技術、それから、ここへ住んでいる人、それから、恵まれた自然とか豊かな水、電力、こういうものが十分にあるというようなことをリーフレットに記載しまして、企業誘致等に出向いたときに短時間でにかほ市内にはこういうすぐれた技術が集積されているところで、例えばあなたの企業がここへ入ってきたときにはこうこうこういうところがありますよというようなリーフレットにしていきたいというふうにして考えているところです。

議長（竹内睦夫君） 次、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 39 ページになります。ここには道路橋梁維持費の補正が出ておりますけれども、これは勢至公園にかかわる橋ということで、直接橋の問題よりも、この関連のある勢至公園の観音瀧の水の問題です。これまでもかなり水質が落ちているということで、いろいろな手だてを講じてきたと。しかし、なかなか改善できていないと、こういう話を聞いておりますので、これまでのやってきたこと、今後の見通しなどありましたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この観音瀧のアオコの問題ですけれども、平成 17 年にアオコが大量に発生しまして、観光資源としてのイメージダウンにならないような対策を講じるために調査したいということで、合併前に旧金浦町で予算措置していたそうですけれども、新市にその予算を引き継いだところ、もう時間的というか、季節的な問題がありまして、そのアオコの発生は消滅していたというようなことで、今年度再度アオコ調査を予算化しているところであります。

それで、現在、そのアオコの発生から消滅までの調査を行っているところです。この調査の結果が出た時点でアオコ抑制のための水処理技術、こういうものを含めたところで効果的で実施可能な施策が提案されるものと思っております。この提案によりまして今後の対策を立てることができるのかなというところであるところでございます。

議長（竹内睦夫君） 次、13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 先ほど特産品の開発の助成金のことが出ましたけれども、37 ページです。さきの説明によると 2 件がもうその申請があったと。もう 1 件足りないからというような、たしか説明であったような気がしましたがけれども、その前段の 2 件というのはどういった内容なのか。ま

た、今出ている内容、もし企業秘密等があって明かせないとなればそれはそれでいいんですけども、ただ、その申請の手續、どこにどうやって申し込んで、どういった審査、審査員のメンバーとか、その決定していくのかという、そのプロセスについてお伺いをいたしたいと思います。

もう1点目は、41ページですけれども、大変聞きなれない審議会なんですけれども、公共事業再評価審議委員という報酬が出ています。平成20年度までの予定の事業の9人分というような大ざっぱな説明は聞いていましたけれども、その人選とか、その審議会の役割、内容についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 特産品の開発助成金についてでありますけれども、申請手續には助成金交付申請書に事業計画、それに収支予算書を添付して提出していただいております。その後、助成金交付審査会において交付の可否を審査いたしまして、その後、事業完了後の実績報告もしていただくことになっております。

審査会の委員につきましては、助役、産業部長、観光、財政、企画、農林、農漁村整備、商工の各課長で構成されております。

先般実施の審査会では2件の審査でありましたけれども、1件は、鳥海山をデザインした鉢にねむの木を植栽して販売するもので、助成対象物は園芸用のパイプハウスが主なものであります。もう1件は、ハタハタのしょつつる茶漬等でありまして、助成対象の主なものはパッケージのデザイン、それから商品登録費用等であります。ハタハタの商品に関しましては、パッケージデザインに関し、諸確認、少しの確認というか、確認事項が残っておりますので、その確認が必要なことから現在可否を保留しております。それまで調査確認いたしまして次回の審査会で可否の決定をしたいということでありまして。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 41ページの住宅管理費、1節の報酬、公共事業再評価審議委員についてでございます。これは国土交通省並びに農林水産省の補助を受けて実施する事業は、事業の効率性と実施過程の透明性の一層の向上を図るために、学識経験者などの第三者機関の意見を聞いた上で対応方針を決定することが求められております。

公営住宅整備事業については、平成4年度に事業認定を受けて、平成5年度から、松ヶ丘団地でありますけれども、建て替えを年次的に実施してきております。最終の建て替え計画を20年度と計画しておりますので、前回再評価しましたのは13年でございます。それから5年を経過するというところで再度評価する必要があるため行うものでありまして、いろいろ評価するチェックリストに基づきまして諮問しまして、適切であるかどうか答申を受けるものでございます。人選に当たりましては、3地区から3名ずつ9名の学識経験者を委嘱したいと、こう考えてございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 公共事業のほうはわかりました。それで、特産品の開発について、せっかくいい制度があるんですけれども、果たしてこういった事業をやろうとしている方、例えば商工会、

あるいは工業関係でもいいんですけれども、そういったところのPRは行き届いているでしょうか。そこら辺の当局の認識についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 商工会のほうでもPRをやっているということですし、商工会に呼ばれてあいさつとかと言われると、こういうものもありますしというようなことで、それ以上のものについては県でもこういう事業をやっていますので、皆さんどんどん応募していただきたいという話はしておりますけれども。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 議案第121号に対して、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第121号に対する質疑を終わります。

所要のため25分まで休憩します。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

次に、議案第122号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）の質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 議案の122号ですが、私、ページ6ページと書いてしまいましたけれども、6ページから8ページにわたります。財政全般的なことでございますけれども、国保財政の健全性を維持するために18年度で暫定的な税率の見直し、これを行ったわけであります。ただ、被保険者によっていろいろ差異はあるでしょうけれども、一般的に聞かれるのは、国保税は高くなったという声が非常に多いわけであります。その中で、この補正の予算編成の内容を見ますと、現年課税の税金で8,600万円の減額、それから17年度決算の繰越額、これが4億700万円あるわけですが、これは全部充当と、こういう形の予算の編成になっております。税率につきましては20年度から統一をすると、こういうふうな合併の申し合わせになっているわけでございますので、18年、19年このままの形でいくことになるわけでございますけれども、今お話ししましたとおり、繰越金も9月の段階で全額つぎ込んでおると、こういうふうな予算編成、それから、歳入が減額と、そういう中でございますので、どこかに余裕があるのかとは思いますが、大ざっぱに見て、この旧町ごとの18年度の財政見通し、これはどんなものだろうかということを最初にお伺いしたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 旧町ごとの18年度の財政見通しはどうかという御質問でございますが、平成17年度決算がまだ確定していない時点で6月議会で税率改正をお願いしたわけでございますけ

れども、その時点で平成 17 年度の決算による繰越額の見込額というものがございました。一方、今回決算確定後の繰越額が確定したわけですが、その市全体としての誤差といいますか、見込額と確定額との差は、プラスの 4.65%の誤差でございました。いわゆる私ども担当としては想定内の誤差の範囲だと、こういうふうに考えておるところでございます。

したがって、この決算の確定額が 18 年度にそのまま、今の予算にありますように 18 年度に繰り越されるわけでございますので、税率改正時点での平成 18 年度のほぼ見通しのとおりというふうになるわけでございます。この後、例えば、インフルエンザの大流行、あるいは高額医療の方が大幅に増加するとか、あるいは今回の医療制度改革による影響がどのような形で出てくるのかというふうに、いわゆる年度後半の医療費の不確定要素もあるわけですが、国保財政の 18 年度の見通しといたしましては、各地区とも通常ベースでの医療費であれば大丈夫と見込んでございます。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） もう 1 点お伺いいたします。予算規模が 30 億になんなんとする金額でございます。その中で財政調整基金、これは 17 年度決算で 1 億 4,200 万円とこういうことでございます。この予算規模に比べまして、この財政調整基金、これはどのぐらいが適切な金額なのかということをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 合併時の協定によりまして旧町ごとの国保会計のところにそれぞれ基金を積み立てしております。その金額がいわゆる財調基金の規模としては適正な金額というふうにとらえております。

議長（竹内睦夫君） 次に、20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 11 ページの 6 款 1 項 2 目国保ヘルスアップ事業についてお聞きします。市政報告でも述べられておりましたが、事業の内容、目的、目的達成のための方策・方法、3 つ目として、国庫補助金に市のかさ上げの考えはないか。4 番として、事業は平成 18 年度規定のものか、それとも 19 年以降も継続されるのか。継続というよりもまた新たな補助が出る可能性があるのかなのか、この 4 点についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） お答えいたします。

まず、第 1 点目ですが、この事業の内容、目的は、いわゆる生活習慣病の 1 次予防を中心に位置づけております。基本検診で抽出されました国保の被保険者に対しまして、食生活、栄養教室、運動教室等を継続的に実施することによって個々の被保険者の健康増進はもとより、国保の医療費の伸びを抑制することを目的としております。

2 つ目の御質問についてでございますが、2005 年の 4 月に設定されましたメタボリック・シンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群の診断基準に基づきまして、国保の被保険者を対象にしましてさきに実施しました基本検診の結果、血圧、総コレステロールなどの脂質、それから血糖値などで要指導 2 というそのランクに入る人 100 名を選定して実施するものでございます。

事業の1つ目として、被保険者の動向を把握するためのアンケート調査を行います。次に、事業を円滑に実施するため、さまざまな意見を聴取する場として、事業運営委員会を既存の国保運営協議会、医師会などの協力を得て設置します。3つ目として、この事業を紹介するためのパンフレットを作成します。4つ目として、いわゆる高血圧症、高脂血症、糖尿病、いわゆる生活習慣病と言われるこれらの予防のため、食生活、栄養教室、運動教室等の各種教室を行いまして、個々の目標を立てて、一人一人の健康増進に資するため個別健康支援を行います。さらに、自由に参加した人たちの経過を数年にわたって観察し、健康づくりに役立てるためのフォローアップ教室を行います。

市のかさ上げについてでございますが、これは4番の質問にもございますけれども、5年間の継続事業でございます。今回は761万3,000円の国の補助内定額となっておりますが、次年度以降も国の補助で実施されます。補助限度額までにまだ余裕がございますので、現在のところ市単独のかさ上げは考えておりません。100%国の補助対象事業でできると考えておりますけれども、次年度以降の実施メニューによっては補助対象外となって一部かさ上げしなければならないメニューも可能性としてはあるわけでございますけれども、できるだけ補助対象のメニューの中で事業を進める予定であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 11ページの予算書の内容を見ますと、国保運営協議会の委員の報酬が12万6,000円盛られておりますけれども、国保の報酬は1款関係での歳出で盛られておるはずでございます。これらの国保の報酬では開催する回数の増加に伴うのか、これまでの措置してあります運営審議会の報酬では不足するのか。せっかくのこの762万円の貴重な予算でございますので、実効性を上げるためには、まあこれまでのそうした運営協議会の報酬、これも必要かどうか、その辺のあたりの価値観にもよりますけれども、できるだけ現場といいますか、あるいは対象者の対処行為に回していただいて、要らないと言えは語弊があるかもしれませんが、そうしたものに、運協のほうの報酬にはできるだけ規定の予算内でおさめるわけにはいかないものでしょうか。

それと、その下の国保ヘルスアップ事業運営委員会委員報償費、これも、どのような方々が担当されるのか、選任されるのかわかりませんが、かなり医療、運動、栄養、かなり専門的な分野にわたっての対処行為のように今、お伺いしました。これらの運営委員会の委員にはどのような方々を予定されておるのか。国保運営協議会とこの事業運営委員会が屋上屋になる可能性はないのか、その辺のあたりどようにお考えなのか質問したいと思います。

それから、配付になりましたこうした資料、あるいは今回の補正予算の説明資料によりますと、旧町単位で、にかほ、金浦、象潟と3つの単位に、単位というか、地域によってこの予算が配分されておりますけれども、そうしたいろんな対処行為を3つの会場に分散して行う考えなのか、その辺のあたりもお答え願いたいと思います。

それから、このような事業をいわゆるヘルスアップにつなげるために、現在のスタッフ、余り人名まではわかりませんが、いろんな分野のスタッフが関係してくると思いますけれども、そうしたことに精通しているスタッフ、あるいは詳しいスタッフ、あるいはまた専門的知識を有する

スタッフが庁内で賄うことが可能かどうか。もし不足であるとするならばどの面が不足しておられるのかお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） まず最初に、報酬、11ページにございます報酬について、国保運営協議会委員の報酬でございますけれども、この12万6,000円、それから、その8節の報償費にございます10万円、これは私ただいま申し上げました事業運営委員会という組織をつくって、その中でこのヘルスアップ事業のさまざまなアドバイスをいただくという組織だわけですけれども、その事業運営委員会に国保の運営委員の人方と医師会の人方のメンバーの人方をお願いしたいというふうに考えているわけです。国保運営委員の人方については報酬という1節からお支払いしますと。医師会の委員についてはこの8節の報償費から払うと、こういう意味でございます。

国保の既存の運営協議会の報酬でございますが、当然こういうヘルスアップ事業がなくても当然定期的に関いて諮問したり答申いただいたりする機会というのはあるわけなんですけれども、その運営協議会のときに、このヘルスアップの事業を兼ねて行うことによって、ここから出すことができるわけです、この保健事業費のほうから。したがって、最終的には、既存の当初予算で置いた報酬のほうは余る可能性がございます。

それから、3地区分散の件ですが、これはあくまでも761万3,000円の今回の補正のトータルの事業で、市トータルとして行う予定でございます。ただ、国保の20年度までの不均一課税の関係で便宜上、各地区に予算を、報酬とかそういうさまざまな経費を振り分けて置いているというだけであって、事業そのものは3地区それぞれでやるんじゃなくて、トータル的に考えて実施してまいりたいと。便宜上3地区の予算に置いていると、こういうことでございます。

それから、スタッフの問題でございますが、当然この事業については、例えば交付金の申請、あるいは事業の総括的なことは市民課で行いますし、それから実際のいわゆる対象となる100人の人方に対するそのさまざまな教室とか、あるいはアンケートの実施とか、そういうものというのは健康福祉部のほうの健康推進課のスタッフの協力も仰がなければいけませんし、それからスポーツ教室という形でいうのであればスポーツ振興課のスタッフからも応援を仰がなければいけないし、この事業が内定した時点でそういうスタッフを、一緒になって会議を開いて、その意思確認をしておりますし、13節のところに委託費がございます。これも委託事業も100%国の対象事業になりますので、秋田県ではにかほ市が最初のこのヘルスアップ事業採択でございますけれども、全国的には結構やられている事業でございますので、そういうところで受託している会社、そういうものをさまざま集めて、それで委託すると。そういう委託業者、それから市のそういうさまざまな部署のスタッフ、これらと連携を密にしながらこの事業を進めていく予定であります。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 大変よくわかりました。以下のことはこれから担当委員会でひとつよろしく審査を委ねまして、質疑を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 池田議員どうもありがとうございました。全部私のところ、全部今のや

りとりでわかりましたので、私は聞くことありません。終わります。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 122 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 122 号の質疑を終わります。

次に、議案第 123 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）及び議案第 124 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）、2 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 123 号及び議案第 124 号、2 件の質疑を終わります。

次に、議案第 125 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 8 ページであります。笹森クリーンセンターに対する修繕料ということで 2,088 万 5,000 円。処理地の曝気などというあるいは説明ありましたけれども、この笹森クリーンセンターのいわゆる修理ですね。どのくらいの今、曝気地の、処理地の曝気というふうにして言われていましたけれども、こういうサイクル的にこの修繕しなければならないというのはどういうふうにして、例えば何年ぐらいだとか、あるいは今回の場合は特別だったとか、そういうものがあっての修理の必要性になったのかどうか、これが 1 つ。

それから、2 つ目は、管渠、修繕料 379 万 8,000 円。これは黒川のマンホールというお話でした。これについても先ほど今言ったような形で修理のこういうサイクルというか、ものがこれからもどんどんどんどん広がっていくのか。いわゆるこういうマンホールとか、あるいはポンプアップとか、いろんな形で出てくるわけですので、これからかなり事業費というのが出てくるだろうという思いがしますから、わかるようにして説明をしていただきたいと思います。

それから、2 つ目は 9 ページであります。工事の請負費 2,400 万円、象潟中学校の建設に伴ういわゆる下水道工事というふうになっていますが、現在、体育館と、それから共同調理場、いわゆる給食センターがなっています。この後、象潟中学校の本体、あるいは武道館、こういうものが建設されていった場合に、この 2,400 万円以外にもやっぱり出てくると思いますので、今回の工事の内容について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 8 ページの管渠管理費 379 万 8,000 円の修繕料でございます。これにつきましては黒川地区にありますマンホールポンプの、汚泥ポンプの 2 号機の修繕であります。平成 10 年から稼働しております。面整備も進み、流入量の増加に伴いまして現在能力ダウンの状態にあるということから、来年の夏の対応にはちょっと困難な、難しいということから、流入量の比較的少ない冬期間に修繕するということで計上したものであります。

修繕内容は、ポンプ本体を工場持ち込みまして、羽根車の製作・交換、また、モーターコイルの巻き直しなどを行うということでありまして、一応、いろんな部品的にやりますと耐用年数的なも

のは大体5、6年から10年というふうなことから私どもとらえております。ただ、今回ポンプ場につきましては、いろいろ羽根車の摩耗というふうなことから機能低下というふうなことでありますので、大体8年くらい経過したなというふうなところであります。原因といたしましては、砂が少し流入していると。その砂が摩耗にしているのかなと感じております。

それから、下のほうの修繕料2,088万5,000円でございます。これについても水処理施設である第1系統の曝気装置8台、また、オーバーホールと汚泥等の1号遠心脱水機の工場を、工場持ち込みしまして、電送品、電動機器等の点検整備と部品交換などを行うものであります。これもそれぞれの部分で6年、10年というふうなことでありますけれども、やはり施設維持管理については点検及び修繕が必須条件ということになります。万が一何かあってからでは当然遅いことでありますので、今後とも、このような各施設を今後とも計画的に実施したいというふう考えているところであります。

それから、下水道事業費の9ページ、工事請負費2,400万円であります。これは象潟中学校屋内体育館及び象潟共同調理場建設工事にあわせて公共下水道の供用開始する必要があり、これを関係する工事、設計等の委託の補正をするものであります。内容といたしましては、口径200ミリの塩化ビニール管を519メートル敷設し、前述の体育館、調理場、九十九島球場、また、一般住宅の6戸を水洗化するものであります。これにつきましては建設関係の道路新設ですか、278メートルあります。それと並行しまして工事を、水道も入ると思いますけれども、進めたいというふうに、これについては2月の末まででかしたいなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目は、この笹森クリーンセンター、あるいは黒川のマンホールポンプ、こういう関係で、21年、22年までに全部、公共下水道の場合は一応完成するわけですね。その際こういういわゆる管理費、あるいはものが、6年から10年の対応と言われますから、大きなやっぱり額になっていくだろうと。そういうものについての一定の計画というか、このぐらいという見込みというのがつくられているとすれば教えていただきたいと思えますし、これが1点です。

2つ目は、中学校の関係のいわゆる公共下水道の工事。これは今、聞きますと、あくまでも体育館と給食調理場と。すると、これから本体と武道館ができていくわけです。あるいは、何というか、テニスコートとかそういうものもできていくわけです。こういうものに対する準備というか、計画というのも当然立てなければならぬんじゃないですか。この点についてどういう見通しをしているか伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、下水道課長。

下水道課長（佐々木義明君） 修繕計画のことについてお答えいたします。下水道の施設については、平成10年の4月から供用されまして、長い機械機具においては8年を経過しております。今までもふぐあいが生じて修繕をしてきたところもありますけれども、今回予算をお願いしておる曝気装置と、あるいは遠心脱水機、これらについては特に修繕というものはしておりませんでした。先ほども申しましたように長い時間が経過したということで、車でいえば車検時期に来ていると。

突然故障してもそれにかわるものがなかなか見つからないということで、これからは計画的に修繕を考えていかなければならないものと思っております。現段階では、どの部品をいつにというふうな計画はまだ立てておりませんが、近々中にそのものを作成しまして、実施計画にも計上しまして計画的に修理をしていきたいと考えております。

それから、中学校の改築に関係して管渠の埋設工事の件ですけれども、今回予算をいただいたもので工事を行えば、この路線にかかわる、質問にありましたテニスコートとか、あるいはグラウンドとか、そういうものも全部カバーしますので、今回限りで新たな工事の発生はありません。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第125号の質疑を終わります。

次に、議案第126号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 7ページと8ページです。これは説明ではルート変更によるということで、水道施設、上浜中央地区の管路、水道施設等の工事の500万円が減額をされて、水道管等移転補償に500万円行ったという形になっています。今まで農業集落排水事業とかそういうことで時々見聞きしてきたんですけれども、こういうふうにして同金額が組み替えになるということの、何というか、割と多いんじゃないかと、そういう気がしますので、この原因というか、要因というか、そういうものについて今回の場合も含めて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 農集排の工事に係る予算の組み替えですけれども、その当初の設計段階の調査におきましては、ここの部分につきましてですけれども、簡易水道が入っているということについては承知していたものでございます。そういうことで、簡易水道は入っていますけれども更新の必要はないという判断をしたことが一番大きな要因で、それと、管路の一部のルートの変更ということもありますけれども、そういうことで事前に調査したところ、その簡易水道管の老朽化とか、それから管の同じ工事をやろうとしているところの水道管の口径が太かったり細かったりというようなことで一定でなかったというようなことが確認されたものですから、せっかく今回穴を掘るんでありますので、今後の簡易水道事業の施設維持管理に支障がないように、そういうことでこのたび予算の組み替えをしたというところであります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第126号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第127号から議案第129号まで3件の質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議案第 127 号から議案第 129 号まで 3 件の質疑を終わります。

日程第 25、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 111 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 00 分 休 憩

平成 17 年度一般会計決算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総務部総務課長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	森 鉄 也	市 民 課 長	木 内 利 雄
農漁村整備課長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	長谷山 良

都市整備課長 大場 久 下水道課長 佐々木 義 明
社会教育課長 齋藤 俊 管理課長 長谷川 勲

.....
午後3時01分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に23番、私、山田委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9番伊藤知委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田委員を、副委員長には9番伊藤知委員が決定しました。

23番、私、山田委員、9番伊藤知委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計決算特別委員長として議事をとる】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第111号をそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午後3時04分 散 会
.....

午後 3 時 04 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 26、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 121 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

しばらく休憩します。

午後 3 時 05 分 休 憩

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	財政課長	佐藤好文
税務課長	森鉄也	市民課長	木内利雄
農漁村整備課長	伊藤賢二	観光課長	長谷山良

都市整備課長 大場 久 下水道課長 佐々木 義 明
社会教育課長 齋藤 俊 管理課長 長谷川 勲

.....
午後3時06分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、10番加藤照美委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田委員を、副委員長には10番加藤照美委員が決定しました。

23番、私、山田委員、10番加藤照美委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第121号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後3時08分 散 会
.....

午後3時09分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、議案及び陳情・請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第106号から議案第129号までの24件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第10号から陳情第11号までの2件、請願第1号から請願第2号までの2件は、お手元に配りました陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第28、請願の紹介を議題とします。今定例会に提出された請願第1号農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書、及び請願第2号市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書の2件の紹介を求めます。

請願第1号について、12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書の紹介議員として若干の紹介をしたいと思います。

農家、特に米問題になると、これまで私が一番思い出すのは、「米は一粒たりとも入れない」、こういう言葉などが脳裏に残っております。これまでの長い歴史の中でも、米の強制供出ということもありましたし、その後は米の増産運動、そして、米を輸入しながら減反と。そして、現在は、米価暴落から始まって中小農家を農政の対象から外すと、こういう事態に至っているかと思えます。

一般質問、あるいは当局の説明もありまして、国の政策に沿うということで、この集落営農等について品目横断的経営安定対策の仕事は現在進められております。しかし、内容を見ましても、なかなか大変なものになっています。

私の知人の農業を営んでいる人の話でも、なかなか大変だと。特に米をつくるほど赤字になると、こういう問題。後継者がいない問題。したがって、もう1、2年で耕作放棄をしなければならない状態だ。我が集落は耕地整理もしていない。したがって、今回の安定対策には内心は反対だけれども声もなかなか出ない、こういう状態だということなども語られております。

また、これは魁新聞8月19日の県内市町村長アンケートでも、なかなか賛成しがたいというので、どちらともいえないというのも48%もあります。賛成が44%。にかほ市でも前より数値が上がったといっても大変な状態だと、こういうことがあります。

まず、この品目横断的経営安定対策を行って農家が願っていることと合うのかどうか、今よりよくなるのかどうか、見通しがあるのかどうか。大きな問題としては、食糧の自給率向上につながるのかどうか、後継者が育っていけるのかどうか、不安がいっぱいです。この請願の文書の内容を御検討いただき請願することは、現在進めている対策をやめて、農産物価格を軸にしたすべての農家を対象とする経営安定対策にしてもらいたいということが1つと、規模の大小を基準にするのではなくて、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策を強める。この2つの願いです。

現在進められているこの事業についても、自分の集落に合うからということで直ちに決まった集落もあることは確かです。しかし、かなりの部分は不安、そして、どうしようかと迷いも多いと思います。担当の委員会ですら十分審査をし、この請願項目採択いただいて、総理大臣や水産大臣などの関係者に送付して下さるようお願いして、紹介の説明とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、請願第2号について、7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

7番（佐々木正明君） 市道水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵の設置についての請願ですけれども、市道水岡、横岡線の舟岡 - 横岡間は、数年前より局部的に拡幅工事が行われてきました。

しかしながら、本路線は大変な豪雪地帯であるために、横岡地区から仁賀保地区及び本荘地区へ通勤・通学の方々が大変多いにもかかわらず、まだ整備が途中ということもあって、そして、昨年は12月から大変な豪雪、そして、ことしの春にかけても猛吹雪のために車が途中で通行できなくなって歩いて横岡まで戻ると。またその舟岡のほうに何とか助けを求めるといふ、そういう危険な場面がたくさんありました。

ということで、何とかその防雪柵の今までやってきた工事の継続と、また、その舟岡の会館付近から舟岡の部落の陰の急勾配、また、吹雪のたまる地点を解消するためのバイパス工事をお願いしたいということで、舟岡地区の部落会長の斎藤敬亮さん、また、横岡自治会の佐藤輝一さんから請願者として出ていますので、何とか、皆さんも4月の選挙の際はあの辺を皆よく回って道路事情もわかっていることだと思しますので、議員皆さんの満場の採択をもって採択になりますようによろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） これで請願の紹介を終わります。

日程第29、議案第130号顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについてを議題とします。朗読を省略しまして当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 追加提案をお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の要旨について御説明をいたします。

議案第130号顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについてでございます。

御承知のように、TDK硬式野球部は、第77回都市対抗野球大会において、全国の並みいる強豪を撃破し、見事優勝に輝きました。このことは東北に初めて黒獅子旗を持ち帰り、全国社会人野球の歴史を大きく変えたところでございます。

また、今回の試合を通して全国ににかほ市の名を知らしめ、合併後1年を迎えようとするこの時

期に、市民の融和に貢献し、地域の青少年に大きな夢と希望を与え、そして我々市民にもすばらしい感動を与えてくれました。

このたびのTDK硬式野球部の快挙は、にかほ市のまちづくりに大きく功績するものであり、市として顕彰し、市民栄誉賞の称号を与えたいと考え、本議案を提案するものでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 特に補足説明はございません。

議長（竹内睦夫君） これから議案第130号顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについての質疑を行います。質疑ございませんか。－ 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 1、2点お尋ねしたいと思います。今、市長から提案理由の説明がありましたけれども、全く私も異議のないところでございますけれども、この市民栄誉賞に向けてどの程度の予算を予定されているのか、その辺と、私これ個人的なことで、できるかどうかわからないんですけれども、本当に今、市長言ったように、久々の、このにかほ市がちょうど合併して間もなく1年になろうとしているこの時期、大変秋田県にとっても暗いニュースが続いておりましたけれども、県内にとっても大変うれしいといいますか、明るい話題であったなということを考えますと、私はその「市民栄誉賞」というこのネーミングなんですけれども、「特別市民栄誉賞」という形でということができればあれなんですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、助役。

助役（横山昭君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

今、現行の顕彰条例では「市民栄誉賞」という名称は記載されておりません。それで、その功績については条例によるその2条の第7号に該当するのではないかというふうにして考えておりました。それで、ここでは、ちょっと読み上げますと、「前各号に掲げるもののほか功績が極めて顕著であった市民の模範となるもの」ということにその顕彰、あるいは名誉市民の称号を与えるということになっております。こういったスポーツだとか芸術文化で特に功績のあった場合には、国、あるいは県でも国民栄誉賞、あるいは県民栄誉賞という名称を使いましてこれまでも我々もそれを受け入れてきた経緯もございまして、私どもといたしましても何とかこれを市民栄誉賞として議会の議決をかからしめて最高のものにして差し上げたいというふうにして考えておりました。

それで、この7号に該当するものを市民栄誉賞の称号を与えるために規則の改正をこのたびやっております。それで、この中には、第2条第7号に該当するもののうち「次の各号に該当する者又は団体については顕彰し市民栄誉賞の称号を与えるものとする」というふうにして規則の改正でこのたびは臨んでおります。これによりまして市民栄誉賞というものをTDKさんに差し上げたいという趣旨であります。

なお、予算についてであります。最高のものをあげたいということで、賞状用紙ですか、これも今、発注手配しているところですが、これは余り大したお金はかからないと思いますが、立派な額装もしてあげたいと。それから、副賞として盾もあげたいと。これについてはどういうものがあ

るのかこれから検討するんですが、私たちの目算では20万から30万、総体で、そのぐらいの予算でできるのかなというふうにして思いまして既定の予算の範囲内でやりくりしてお贈りしたいというふうにして考えております。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 今の助役のお話、理解しました。

それと、これ、できるだけ早く議決して、一日も早くTDK硬式野球部に授与したほうがいいのかなと思うんですけれども、その辺はいつごろその野球部のほうにそれをやる — できれば早くやっていただきたいなと思うんですけれども、予定としてどの辺考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後3時25分 休 憩

午後3時27分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一時、専決処分というようなこともありました。きょうの追加提案、これはよかったと、こういうふうに思います。表彰規程によりますと選考委員会を開くということですから、選考委員会を開いたと思うんで、そのメンバー、それから規程によると、今、盾という話がありましたが、金品をあわせて贈呈することも可能だということもありますが、その辺の検討をしたのかどうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、助役。

助役（横山昭君） 検討委員会ですが、9月9日、土曜日でしたが、開催いたしております。メンバーは、議会のほうから副議長さん、そして商工会のほうから会長さんの佐藤作内さん、農業関係者としては農業委員会の会長の大須賀雄治郎さん、それから教育関係者としては教育委員会の委員長の大久保敬一さんをお願い、そして私も参画いたしております。皆さんから満場一致で御賛同いただきました。

今回の場合、お金での贈呈は考えておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） すぐ優勝した日に隣からささやかれたというか、県のほうですぐ決定で、まあ知事さんがしゃべったみたいですが、あれは県のほうは、知事さんは自分だけで県民栄誉賞というのは、それができる範疇だったのかどうか。その後 — いや、つまりは、その後、会った方に、県で言うよりも先に市のほうで一声上げてもらいたかったなと。いや、これは間違いなく市のほうでもやるから大丈夫だと、私、うそ — 半分ぐらいうそをついたようなものですが、飲みながらそう言った経緯があります。そこら辺、対応的に私、決して遅くないと思うんですが、いか

んせん、あの場でマスコミのほうに知事さんが言ってしまったものだから、ぱっと県のほうであげる。じゃ、市はどうなっているんだというのをちょっと聞かれてしまったもので、そこら辺、私はこのぐらいのスピードはすごい、議会の途中ですごい早かったと思うんですが、そこら辺、市と県と、どうなんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、助役。

助役（横山昭君） 県のほうは要綱で定めておりまして、議会の議決によることを前提にしておるんですが、知事が判断すればそれもオーケーということになっておるようですので、このたびの知事の発言というのはそういった要綱の内容から来たものだと思います。ただ、私たちのほうでも、まあ栄誉賞という名前がつくかどうかはあれなんです、表彰規程がございます。通常の表彰規程。これに該当すれば即座に市長の判断でできるわけでしたが、今回の場合は市としてあげられる、贈ることができる最高のものというふうなものを念頭にしておりましたので、追加提案でまことに申しわけございませんでしたが、議会の議決にかからしめたということでありませう。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 130 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 130 号顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 130 号の討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 130 号顕彰（市民栄誉賞）の称号を授与することについては原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 32 分 散 会